

令和4年陸別町議会12月定例会会議録（第2号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和4年12月7日 午前10時00分			議長	本田 学
	閉会	令和4年12月7日 午後4時18分			議長	本田 学
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1	中村佳代子	○			
	2	三輪隼平	○			
	3	久保広幸	○			
	4	谷 郁 司	○			
	6	多胡裕司	○			
	7	渡辺三義	○			
	8	本田 学	○			
	会議録署名議員	中村佳代子		三輪 集 平		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野 勝 政			主任主査 竹島 美 登 里		
	法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野尻 秀 隆	教 育 長	有田 勝 彦	
	監 査 委 員	飯 尾 清		農業委員会長（議員兼職）	多胡 裕 司	
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	早坂 政 志		会 計 管 理 者	丹野 景 広	
	総 務 課 長	今村 保 広		町 民 課 長	棟方 勝 則	
	産 業 振 興 課 長	丹崎 秀 幸		建 設 課 長	清水 光 明	
	保健福祉センター次長	空井 猛 壽		国保関寛斎診療所事務長	（空井 猛 壽）	
	総 務 課 参 事	瀧澤 徹		総 務 課 主 幹	請川 義 浩	
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教 委 次 長	副島 俊 樹				
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧口 和 雄				
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
3	諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
4	発 議 案 第 3 号	陸別町議会委員会条例の一部を改正する条例
5	発 議 案 第 4 号	陸別町議会の個人情報の保護に関する条例
6		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番中村議員、2番三輪議員を指名します。

◎日程第3 一般質問

○議長（本田 学君） 日程第3 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今年も早いことに師走12月を迎えまして、残すところあと3週間余りとなりました。コロナ禍で始まりまして、一時ですが、緩和の予兆を見せたのですが、最近ではまた感染者の数も軒並みに上昇しまして、昨日、町長の話にもありましたが、道東地区の感染者も最近は増えまして、死亡が非常に多くなっているということでございます。

また、先月の11月22日、道内過去最高の1日当たり感染者数が1万1,394人と高止まっております。今も安心のできない状況になっております。第八波が始まると言われておりますので、私も最近風邪を引きまして、今日はいいい声で発言したいなと思いましたが、駄目でございます。聞き取れない面がございましたら、御了承いただきたいと思います。これから忙しい時期に入りますので、皆さん、どうぞ体調には十分気をつけてください。

さて、12月の一般質問ということで時間をいただきまして、今回はこの4年間の総仕上げということで、四、五点ほど取上げました。聞かれましたら、あれまたかと思わないように再度お伺いしていきますので、通告書に沿って今回は次世代への町並み景観

を考えて質問していきますので、よろしくお願いいたします。

テーマにつきましては道の駅周辺、また、町並み景観整備についてということで、主に空き家関係、庁舎周辺における歩道整備、あとは公園、最後にしつこくなりましたけれども、墓参道路へ行きたいと思っておりますので、ちょっとばらばらですが、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、空き家の現状についてということで、2回に分けてお伺いしていきます。

全国の空き家の数は2022年現在で、約848万9,000戸と言われております。総住宅定数に対する占める割合ですか、全体の約13%が空き家と言われて、日本においても過去最高と言われております。一方、北海道では空き家数が37万9,800戸と全体の13.5%、道内では減少傾向にあるということで、今後は高齢化に伴い団塊世代の相続が進み、全体を通してこれからは増加傾向にあるということで、今後、本町においてもさらに課題へと進んでいくと思われま。

最初に、空き家に対する調査状況がどのように取り組まれているのか、その件数の中で連絡のつかない不明空き家等の数は一体どのぐらいあるのか、その辺お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 空き家調査の現状等についてであります。現在、町が把握している町内の空き家件数につきましては、平成27年、28年度に実施した空き家調査で整備した台帳を基に、解体等の実績を突合し、修正を加えた件数となっております。現在の空き家の件数は、市街地が70件、農村部が64件、合わせて134件となっております。このうち所有者不明の空き家につきましては22件、そのようになっているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） この空き家問題については、どこの町も課題を抱えていると思います。これにずっとそのままいくと、町並み景観にも及んできません。そういうことで、本来であれば転出時においてそのまま有効活用、また貸出しとか売却、使用不可能であれば、これは解体をしていただくということなのですけれども、いろいろとプライバシーもあることから、この辺は大変かと思ひます。

また、これからは高齢化に伴い、本町においても一定数の空き家予備軍、これは空き家予備軍というのは家を守っていく人がいない方、これについては十分本町においても可能性もあり、予測されます。今後においては、このようなことも頭に入れながら、調査・対応することも対策の一つでないかと、このように思っております。これについては注視していくべきと思っております。

それで3点ほどお伺いいたします。

今までの宅地造成とか、空き家に関する物件等のあっせん等の情報提供、その辺の間

い合わせというのは今まであったのかどうか。また、連絡の取れない不明空き家、これについては今後どのような取組の中で処理していくのか。最後に、今後における空き家予備軍、要するに先ほど言いましたけれども、家を守っていく人がいない方の対応、このような調査も先立って考えておく必要があると思いますので、その辺も含めて検討、お願いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 宅地及び空き家の提供やあっせんの実績ということでありますが、現在、町内には宅建業の登録事業者がありませんので、町に問い合わせがあった場合には、提供可能な情報についてはお知らせをしておりますが、あくまでも住宅などをお探しの方には、直接情報登録者に連絡を取っていただいているところであります。

なお、宅地・空き家等の情報につきましては、本別・足寄・陸別で構成される、とから東北部移住サポートセンターの空き家土地情報バンクを活用して、アパートや民間及び土地の賃貸、また売買を希望される方に登録を行っていただくようお知らせをしているところであります。

そのような中で、最近では、小利別地区の空き家について、令和3年6月に売買につながったケースがありました。また、不明空き家の対応では当町のみならず、全国で大変苦慮しているところであります。所有者が不明のため、危険防止の対応や解体の依頼ができない状況ではありますが、強風等で近隣住民等からの通報により、他に危険が及ぶと思われる家屋につきましては、住民の危険防止のため町と消防の連携により、最小限の危険防止の対応をとっているという現状であります。

次に、空き家の予備軍ということではありますが、議員のお考えの住宅の調査等行っただけではございません。今のお話は今後調査を必要であると、そのように御意見を伺って感じたところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 分かりました。そういうことで、放置することによりまして年数が経過することに連絡が途絶えてしまうということになれば、不明空き家となりますので、連絡体制だけはしっかり取っておいていただきたいと思います。

それでは、次、バリアフリー化と歩道整備についてお伺いいたします。

これについては、1回で質問させていただきたいと思います。

それでは厚生労働省によりますと、日本における障害者人口、これについては約936万人いると言われております。そのうち身体に障がいを持つ方、約436万人と、人口の約7.4%に当たると、今後も増える可能性があると言われております。このバリアフリーというのは、言葉自体が住宅建築用語で、全ての人が年齢に問わず障害者・高齢者等の弱者に対し配慮し、段差、障害物を除去することを目的としているということでございます。

日常生活の中でも今は取り入れられまして、公共施設はもちろんのこと、常識的にこ

のような政策については普及しております。住宅等もバリアフリーに向けて公営住宅等についてもバリアフリー化に向けた充実した環境の整備、これも忘れることなく私は進めさせていただきたいと思っております。

また、歩道の部分では、本町の周辺におきましては、診療所・福祉施設、またこの通りですか、奥に行きましたら福祉ゾーンなど設けられております。そこを見ておりましたら、カートを押して移動される方、高齢者で言えば電動車椅子などを用いて移動する方、私、そこを通るたびに目にいたします。この辺、歩道についてはまだ整備されず、施設等が密集していることから、今後に向けては早い時点で歩道の整備関係、これはやっていただきたいと思っております。

それで2点ほど質問いたします。最初にバリアフリー化について。

まず、公共施設並びに公営住宅等におけるバリアフリー化に向けての整備の進捗状況、この辺はどのように進んでいるのか。また、先ほど言いましたように役場庁舎周辺の福祉ゾーンに向けての、奥へ行けば福寿荘等もあります。この辺の歩道整備計画等については、どのように計画されているのか、その辺、分かればお願いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の質問に答える前に、先ほどの議員の空き家予備軍のということがありましたが、先ほど回答いたしました、町として空き家の対策としてやっていることが三つばかりあるので、それを参考にお答えしたいと思っております。

まず、空家等対策事業、景観形成事業補助金による対策を行っております。令和3年度より空き家の解体補助として、補助上限額を35万円から50万円に引き上げ、まちづくり推進会議へ諮問した後に補助交付決定を行っているということであります。

二つ目としては、空き家による周辺家屋への危険防止対応や住民の通報による所有者への通知を行っております。風により屋根の飛散の通報があった家屋について、危険防止の対応をとっております。また、屋根の一部崩落のあった家屋については、所有者へ書面により現状の報告並びに対応をお願いする文書を送付して、対応を継続しております。

三つ目に、固定資産税の納税通知書発送時における景観形成事業補助金の周知を行っております。令和3年度より、補助金要綱を改正したことによりまして、町外の空き家所有者も申請ができることといたしました。これに併せまして、5月の固定資産税の納付通知書に、町内回覧と同様のものを空き家の所有者等の方49件ですが御案内をさせていただいております。先ほどの補足としてお答えをいたしました。

それではバリアフリー関係についてであります。公共施設のバリアフリー化につきましては、平成6年施行の旧法、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び平成18年施行の現行法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、当町においても整備を行ってきているところですが、それ以前に建設し、現在使用している施設の中には一部を改修しただけの施設もあ

り、これらにつきましては利用方法や利用状況に応じ検討し、必要な改修については実施してまいりたいと、そのように考えています。

また、庁舎周辺の歩道整備は、現時点での計画はありませんが、現在、町内では東1条の仲通りや、駅南通りの歩道補修を実施しておりまして、今後も順次町内の歩道補修を行ってまいりたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） いろいろと大変ですけれども、いろいろな形の中で支援されておりますので、今後とも抜かりなくよろしくお願いしていきたいと思えます。

それでは、次、道の駅周辺整備についてお伺いいたします。

道の駅の発祥地、ちょっと話させていただきますけれども、1988年11月、道の駅というのが新潟県で発祥しまして、目的は道路利用者の休憩機能、また情報発信や地域連携機能を目的にしてスタートされたということで、令和4年8月現在で全国では1,198か所の道の駅があります。また、道内では1993年、一番最初の道の駅では三笠市が施工されまして、今現在125か所がありまして、十勝管内では15か所の道の駅があります。これ調べましたら、全国の道の駅人気ランキング、これを見ますと本町のオーロラタウン93は576位ということで、中間点にありました。

最近の道の駅は、地産地消、休憩機能、トイレの充実、駐車場、飲食環境や情報機能と幅広い分野が年々求められてくることになってまいりました。本町の道の駅は、構内に平成20年、ふるさと銀河線・りくべつ鉄道が、商工の皆さんの尽力によりまして観光鉄道ということで、これは全国で珍しく陸別駅から旧分線駅までの5.7キロ、これによって乗車体験、また運転体験のできる鉄道であり、先般テレビでも放映されて、全国へ発信されていまして。非常に貴重な財産資源だと、私は思っております。

そこで3点ほどお伺いしていきたいと思えます。

1点目については、ここ数年の道の駅の利用状況について、これは多分コロナ禍により減少傾向にあるのかなと思えますが、今の現状の数値であらましお伺いいたします。

次に、道の駅に来られた利用者の方からの印象とかいろいろなお話、そういう声というのは実際あるのかなのか。

それと、道の駅として約20年以上経過をしてきましたが、機能的にはどのように評価されているのか。その3点についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問の道の駅の利用状況であります。観光施設としての年間入り込み客数の集計で、平成30年度は14万人、令和元年度には、これは「なつぞら」の効果もありまして17万人と大きく増加しました。しかし、令和2年度と令和3年度は新型コロナの影響もあり、それぞれ10万人、9万人と、そのように減少しております。

利用者の声につきましては、観光物産館においてアンケートを実施しております。ア

ンケートには、軽食のスペースが欲しい、お土産品を充実して欲しい、バスの待合が不便だなど、改善を希望される御意見もありますが、一方でバラエティー豊かな商品がたくさんある。トイレがきれい、町の特徴が出ていて道の駅巡りが楽しい、こういったお褒めの言葉もいただいているところであります。

道の駅としての機能ですが、議員からも説明があったとおり、24時間、無料で利用できる駐車場とトイレといった休憩機能、また、道路情報、地域の観光情報などの提供という情報発信機能、文化教養施設、観光・レクリエーションなどの地域連携機能、これらが国土交通省が掲げる基本コンセプトであります。ふるさと交流センター、オーロラタウン93りくべつは、これらの機能を備えておまして、道の駅の役割を果たしていると、そのように考えているところであります。

近年は、議員おっしゃるように、付加価値を求める利用者が多く、新設された施設が人気となっているのも事実であります。既存の枠組みの中で、できることをやっていきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 本当に町のシンボルを守って進めていくということは、大変でございます。そういう中で大変ですけれども、また、前向きに向かってよろしく願いしていきたいと思えます。

それで、道の駅については最後になりますけれども、具体的に質問させていただきたいと思えます。

この道の駅オーロラタウン93りくべつ、先ほど町長も言われていますが、築年数が、おおよそ29年経過しておまして、道の駅としては約22年ですか、ここまで来るには本当にいろいろな御苦労とそのような積み重ねが、現実にここまで来ていると思っております。今後、オホーツク自動車道、これは小利別・陸別間の開通ですか、今現在、施工されております。私らも先々月ですか、現場視察に行っていました。本当に規模の大きい道路で、ここが完成したらすごいなと思うようになりまして、今度は道央圏、道南に向けての陸別はこの橋渡しになるのではないかとということで、その一方、陸別は国道242号線1本あって、この1本で今度地域経済とかいろいろなことを、観光も走ることで大変混雑も予想されていくと。今まで以上に神経をとがめていかないといけないのかなと思えます。それを考えていくと、今後は駐車場、また、先ほど町長がお話された休憩する場所、また飲食場所など、さらなる課題が見えてくるような感じがいたします。

そこで4点ほど質問させていただきまして、道の駅を終わりたいと思えます。

まず1点目については、狭く複雑化している駐車場の構造的な見直し、駅前にどんと観光バスが止まったりしたら、ほかのお客さんの妨げになるような感じとか、今現状、非常に厳しい状況にあるのでなかるうかなと思えます。

2点目については、りくべつ鉄道というすばらしい財産がございます。そこでゆっく

り見ていただいて、お茶やコーヒーなど座ってくつろぐ休憩スペースですか、先ほど町長言われましたようにその辺の確保について。

それと築30年経過いたしました、建て替え、または改修の計画についてはどのように考えられているのか。

最後に、道の駅・オーロラタウン93りくべつについては、今後、どのような方向性で運営されていくのか、この4点についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問であります、まず道の駅及びその周辺の駐車場としましては、6か所に大型車5台、普通車75台、計80台分があります。十分な数は確保されていると考えております。また、土地の利用状況などから、議員おっしゃるように1か所に集約することは困難でありまして、現在の駐車場を継続利用できるよう、必要な維持管理を続けていく予定であります。

施設内の休憩場所としましては、エントランスとなる場所にベンチが4か所、ワーケーションのスペースに椅子を5脚設置しております。休憩場所の必要性は十分認識しているところではあります、建物内に増設可能な場所がないことから、新たな設置は困難であると、そのように判断しております。

当施設は、平成5年4月にオープンした複合施設であります。その後、平成12年8月に、道の駅オーロラタウン93りくべつとして登録されております。これまでふるさと交流センター運営会議や観光協会などと施設の今後、あるいは道の駅の在り方などについて検討してまいりましたが、近隣にコミュニティプラザぷらっとの開業もあり、現段階では現施設の建て替えについては計画はしておりません。

内部の増改築等についてはトイレが課題でありましたが、平成29年度に大規模な改修を終えておりまして、施設の長寿命化を念頭に維持管理を行っているところであります。様々な制約はありますが、道の駅は、町の玄関口でもありますから、よりよい施設となるようこれからも工夫をしてまいりたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 道の駅の役割というのは情報発信基地とか、地域連携基地として町のシンボルタワーとして重要な役割を持っておりますので、環境づくりについても今後ともよろしくお願ひしていただきたいと思ひます。

それでは、次に公園の在り方について。この公園については、2回に分けてお伺ひしていきたいと思ひます。

これらの件については、今まで他の議員からも出ていたような記憶をしております。本町においては昭和63年9月に、こういう条例が制定されまして、今も変わらず町内の5か所の場所が指定され、いずれも2カ所についてはイベントを中心に利用されると。ほか3カ所については身近に行くことができず、目的である一般の人が憩いの場

所として利用されているかということ、ちょっと厳しい環境にあるような気がいたします。

先般10月7日、中学生模擬議会が、この場所において行われました。その中で、公園について2名の生徒が質問されておりました。公園の2文字については、野外交流コミュニケーションの場、または子育て支援、観光の一環、商業の活性化など、大変この中には奥深い意味のある言葉で生徒が発言されていました。幅広い分野で、中学生とは思えない目線で、現実をしっかりと見て質問されていました。ここにいる皆さんは、まだ記憶には新しく残っていると思われます。答弁についても、現状は大変厳しい状況にありますけれども、大変苦しい状況に迫られていたなというふうに感じました。

第6期総合計画の中にも公園・緑地帯の整備の満足度ですか、この偏差値を見ましたら結構低い位置にありまして、基本目標である快適に暮らせる心地よい生活環境のまちづくりの計画の中でも、事業として取り組まれる方向性の中で明記されております。

そこでまず1点目については、現在、公園条例の5か所において、住民が日常的に憩いの場として利用されているのかどうか。

次に、記憶を戻せば、まだ大丈夫だと思われませんが、10月7日に中学生模擬議会では先ほど話しましたが、2名の生徒が、公園について質問されておりましたが、思い出していただき、簡単でよろしいです。どのように受け止められていたのか、その2点についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町公園条例による公園は、カネラン峠展望台、宮の森風景林、北稜岳、イベント広場、そして駅前多目的広場の5か所であります。ほかに公園条例には指定されておりませんが、保健センターの前庭、また公営住宅の新町団地内の広場などがあります。憩いの場としては、市街地にある駅前多目的広場や保健センター前庭が親子連れなどに多く利用されておりますし、イベント広場周辺は銀河の森を含め、自然を身近に感じられる癒やしの空間であると、そのように考えております。

過日、実施されました陸別中学校による模擬議会は、大変すばらしく活発な議論が行われたと、そのように思っております。その中で、公園に関して幾つかの質問を受けました。生徒の皆さんが常日頃感じていることを、直接生の声として聞けたことは、我々行政としてとても非常に貴重な機会であったと感じているところですし、皆さんの思いというものは、今後のまちづくりに生かしていきたいと、そのように考えております。

その模擬議会でも回答しておりますが、いろいろな遊具を設置した新たな公園の整備の要望などもあります。現状では市街地にそれらを整備する敷地、スペースは今のところありません。今後、新たな発想による検討が必要だと、そのように考えているところです。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） いろいろ事情がありますが、この声は忘れずにお問い合わせいたしま

す。

先ほども話の中にありましたが、確かに本町には、公園を造るほどの町の保有する空き地というのはございません。しかし、目線を変えれば他官庁が管理する、例えば元町の貯木場の一角、または旭町浄水場の裏側に面する、いずれもここは十勝東部森林管理署が保有している空き地がございます。一方、元町側の貯木場の一角では、民間の方が先立って再開発に向けて、現場整地など進められております。ちょうどこの辺の場所については、本町で言えば、へその部分に当たりまして、人目につく場所でございます。今は手入れもなく雑種地となり、国道から見ても景観を損ねたり、このような場所の有効活用も私はありかなと思っております。

また、浄水場の裏側については、利別川を管理する北海道も予定でいくと、早ければ令和6年度より10か年計画で、緑町上流まで河川改修工事を着工するというところでございます。このような事業に合わせた計画も、私は必要不可欠と思っております。人口減少はもちろんのこと、次世代へつなぐ身近な住民の憩いの場のまちづくりも進めていくべきかなと思っております。

そこで2点ほどまずお伺いいたします。

第6期陸別町総合計画の中では、市街地における空き地を活用した憩いの場づくりとありますが、具体的な計画というのはあるのかどうか。また、ここをちょっと掘り下げて聞きたいのですが、他官庁が所有する空き地を用いて有効活用する考えというのはありませんか。その辺お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 空き地利用の取組についてであります。第6期の陸別町総合計画では、憩いの場づくりの促進に空き地を活用すると、そのように定めております。しかしながら、現状では市街地の中に適地がなく、実際には今まで取り組んでいないというのが現状であります。今後、適地となり得る空き地が発生した場合は、皆さんの御意見を伺いながら取り組んでまいりたいと、そのように思っているところであります。

また、議員の質問の中にもありましたが、下水処理場付近の土地であります。これは利別川の上流に位置する当町でありまして、大雨による河川の増水などに注意が必要であり、全国で自然災害が繰り返されている現状を見ますと、河川に隣接する土地の利用については、慎重に判断する必要があるのかなと、そのように考えております。

また、貯木場跡地であります。所有者との協議が必要でもあり、すぐにお答えできるものではありませんが、公共施設以外にも民間での活用もあり得ると思えますし、様々な御意見があると、そのように存じます。土地利用については公園に限らず、幅広く活用方法を研究していきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） プロジェクトについては、土地・予算・費用対効果とかいろいろ求められますけれども、その辺は将来を見据えて幅広い角度で見ていただきた

いと、このように思います。

それでは最後の質問になりますが、今回またしつこいようですが、墓参道路を取上げました。

この件については、緊急性はないといえども合同墓と同じくらい住民の皆さんの声も含めて、幾度とお話を私にまいりました。今回は現場を見まして、線形をいじらず、また保安林をちよさずと、この道路見通しの悪いカーブ2カ所、この辺というのは皆さんも御存じのとおり、車幅が既設どおりの幅で狭くて、車の交互交差が非常に容易でないと、この急カーブの狭い部分だけでも、拡幅することが不可能なのかどうか。御存じのとおり、この墓参道路は季節に関係なく1年中、3月、9月の彼岸を封切りにお盆、命日、また納骨関係、また残念なことに昨年度は約34名の方が亡くなり、今年に入って10月までだけでも32名の方が亡くなっております。告別式等でも利用されているのが現状でございます。

そういうことで、この墓参道路における見通しの悪い急カーブの部分について、拡幅の改善についてお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町道墓参道路の安全対策につきましては、昨年9月にも議員より御質問をいただき、詳しくお答えしているところでありますが、以前の考え方と変わりはございません。今後も引き続き安全対策と、適正な管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思いますというふうに思っております。

○議長（本田 学君） 10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは通告に従いまして、今日はまちづくりの施策を顧みて及び脱炭素施策による農林業振興につきまして町長にお伺いします。

それでは最初に、まちづくりの施策を顧みてを取上げさせていただきます。

2期8年の議会活動において、これまでに30回の一般質問にお付き合いをいただきました。この間、我が国は少子高齢化社会の更新に伴い、総人口が減少に転じるという、かつて経験し得なかった社会情勢の中に身を置いております。

また、新型コロナウイルスという感染症の感染拡大や、ロシアが隣国ウクライナに国土の割譲を目的に侵攻するという、前世紀にタイムスリップしたような事態が起こり、経済活動のみならず私たちの日々の生活にも重大な影響が出ており、共にいまだ解決には至らない状況にあります。

まちづくりの施策に関しましては、議員としての活動の始まりに国の地方創生関連2

法が施行になったタイミングもありまして、地方版総合戦略についてお伺いしたことを覚えております。その後、人口減少社会におけるまちづくりを中心に、生活交通への維持確保のことや、高齢者福祉サービスの需給見通しと事業の再編などについてもお伺いしました。

また、産業の振興においては、農業者の後継者不足や、高齢化による生産活動の低下に伴う遊休農地や、耕作放棄地の増加への対応としての農地中間管理機構の活用などについて、そして林業においては、森林環境譲与税の創設に伴う新たな森林管理制度についてお伺いしました。さらには、生産性向上特別措置法の施行に伴う中小企業者支援についても取上げさせていただきました。

このような経緯を経て、今現在における施策の進捗状況について幾つかお伺いします。

まずは、移住・定住の促進について伺いますが、これは地方版総合戦略の本丸でありまして、私だけではなく多くの同僚議員も、都度にお伺いしているところであります。この施策には、医療や福祉、教育、雇用、住宅、防災、そして地域の交通や観光など広範な取組が密接に関係しておりまして、これに対応する様々な施策に取り組まれてきております。それらが奏功しているのか、人口の減少も最近はやや緩やかになっているように感じております。そのような中でコロナ禍における働き方の変化、そして地方創生事業の評価について伺います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経て、テレワークの普及と働き方の変化の中で、図らずも地方創生事業の主たる目的であった、東京一極集中が緩和の傾向にあると言われておりますが、当町の地方版総合戦略にも掲げられております移住者の動向、そしてそれを支える地方版ハローワーク及びとちまち東北移住サポートセンターの活用実績について、まずお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず移住者の動向についてであります。陸別町地方版の総合戦略における令和元年度からの移住者の実績であります。令和元年度が8人、令和2年度が26人、令和3年度が18人、このようになっております。

地方版ハローワークにつきましては、とちまち東北移住サポートセンターにおいて求人情報の掲載を行っており、令和3年度実績は、本別が18社、40種、足寄が9社、13種、陸別が5社の8種、掲載されております。参考までなのですが、陸別町の無料職業紹介所による求人情報のホームページへの掲載件数は、令和元年度が8件、令和2年度が8件、令和3年度が21件と、そのようになっております。

とちまち東北移住サポートセンターであります。池北三町における移住の希望者への情報提供や相談対応、移住体験のサポートが主な活動となっており、具体的には首都圏へのプロモーションでフェアセミナーへの実施、住宅や仕事の情報収集・発信として空き家バンクやを運営、移住相談や移住体験のサポートなどが行われております。これ

も参考であります。フェアなどは主催者の中止などによりまして、予定5件中4件が中止となりました。実施の1件は、対面とオンラインでの対応ということになっております。空き家バンクやは住宅情報が78件、土地情報が8件を掲載しております。相談の体験サポートといたしましては、相談件数が25件、体験サポート、これは三町で23件となっております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは続きまして、地方版総合戦略の第1期計画の最終年度となります令和元年度の時点でお伺いしたことであります。重要業績評価指標の新規就農者数、それから農地所有適格法人数、林業従事者新規通年雇用者数の達成状況、これを元年度の時点で1期の終了見込みとして伺っております。その後、現在に至るまでの動向についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 動向であります。新規就農者数は目標が5年で一組に対しまして、令和2年度、令和3年度、共に実績がありませんでした。

農地所有適格法人数につきましては、目標が5年で1法人に対し令和2年度に2法人、令和3年度が実績がございませんでした。

林業従事者新規通年雇用者数は、目標が年、2人に対しまして令和2年度が2人、令和3年度が1人と、そのようになっております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 次に、高齢者福祉サービスの需給見通しと事業の再編について伺います。

高齢者福祉サービスの需要を日常生活支援総合事業を含めた介護のニーズで見ますと、人口の減少率と高齢化率、そして団塊の世代が後期高齢者になることによる介護認定率の推移等を勘案したにしても、ニーズが現在よりも減ることは固いもの思っております。一方で、サービスの提供体制の再編は、手つかずのままです。

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても推計しておりますように、今後、20年の間に高齢者の数、いわゆる第1号被保険者数は、現在よりも2から3割程度は減少することが見込まれております。そのような状況で介護サービスの間口を現状のまま維持したと仮定しますと、第1号被保険者の保険料がどこまで上昇するかということもさることながら、一般会計を財源とする補助事業・委託事業の負担に、どう対処していくかということでもあります。

加えて小規模自治体における介護老人福祉施設の運営においては、自主採算が相当困難になるもの思っております。入所施設の規模はどうであれ、ニーズが地域にある限りはなくすことはできませんので、必然として地元自治体の財政支援が不可欠なものになると見込まれます。近い将来の高齢者福祉サービスの需給バランスをどのように捉え

ておられるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画における高齢者人口推計では、議員お見込みのとおり、介護保険の第1号被保険者数については、既に減少傾向に転じておりまして、20年後には3割程度減少することと見込んでおります。

一方、要介護認定者の割合につきましては、令和2年度以前の7年間のデータを参照しますと、全国・北海道共に上昇基調にある中、北海道の1ポイント上昇に比べ当町は3ポイント上昇と、北海道を上回る上昇率となっております。

これらのデータを鑑みますと、高齢者人口は減少するものの、要介護認定者数は横ばい傾向で推移するものと、そのように考えております。したがって、町内の介護老人福祉施設である特別養護老人ホームの運営が、直ちに困難な状況に陥るとは考えてはおりません。

また、同施設は広域型の特別養護老人ホームであり、今回の建て替えに当たり複数の選択肢の中から、利用する町民の数が減っても他の市町村から減った分を受入れ可能で、運営に大きく影響が及ばないように、広域型を選択したところであります。

内閣府の令和元年度版高齢社会白書によりますと、団塊の世代が75歳となる令和7年に3,677万人に達し、令和24年度に3,935万人でピークを迎えることが推計されていますことから、高齢者福祉サービスのニーズは高まるものと、そのように予想をしております。

事業の再編につきましては、町内の高齢者福祉サービスを地域包括ケアシステムの理念に基づいて循環して利用していただくことを通して、第8期介護保険事業計画の基本理念である高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けることができる町、高齢者一人一人のニーズに対して手が届くまちづくりを目指して、介護サービス事業者等と連携をさらに強化していきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの答弁の中で、広域型の事業の利用について触れられておられました。介護老人福祉施設については、広域型が一つの経営戦略になるわけがありますが、ただ、ここ最近の傾向であります。私どもも今年の10月に上川管内視察させていただきました。中核都市であります旭川の周辺の町でありましたが、旭川自体がもうニーズが奪い合いの状態であるというような認識で、私どもより大きな町ではあります。ニーズを縮小していると。入所定員を縮小傾向にあるというような話でありますし、また既に帯広市においても広域型ではありませんが、地域密着型のサービスであっても事業所間の奪い合いが始まっていると、そのように帯広の事業者からも聞いております。

したがって、少なくともこれから20年、さらに20年、総合戦略の年度で申し上げますが、事業者が利用者を集めるのは相当な努力が必要であろうと。過去のように

まちおこし、それから人口の増を図るための一つのアイテムという捉え方は、なかなかもう難しくなるだろうと、そのように考えております。今現在としては、定員を増やすのであれば事業者の努力に期待すると、そのように私は申し上げるしかないわけですが、これからは今の問題は注視していかなければいけないだろうと、そのように考えております。

続けます。3年ほど前になりますが、まちづくりを考える根幹には、町の将来像を具体的に示す必要があるといたしまして、高齢者福祉サービスを将来にわたって維持していくための財源として、被保険者は増え続ける介護保険料の負担に耐え、事業の規模が小さいことで採算の取れない事業には、町が運営資金を助成しております。それに対してもどこまで耐え得るかということを述べさせていただきました。

一方で、さらなる人口の流出につながるようなサービスの低下は避けなければならず、町が支援するにしても財政には限りがあるわけでありますから、サービスを受ける側も事業の持続性をしんしゃくして、我慢できるものは我慢しなければならないものと思っております。それでは項目としては3点目になりますが、さきの議員も質問しておりましたので、重複する部分があるかと思いますが、市街地の未利用町有地の利用計画について伺います。

この数年、民間の店舗跡などを寄附の採納という形で、町が取得するケースが増えております。特に、駅前通り・大通り地区の景観整備については、1度ならず幾度が伺っております。当初の時点で、既に複合商業施設が立地されておりましたが、利用計画もしくは利用構想のようなものがあるのか、伺ったことをきおくしております。また、それらの計画を含めたまちづくりには、町民の参画が不可欠との観点から、まちづくり推進会議の役割についても伺っております。

このような課題は当町に限ったものではなく、管内のもっと立地環境のよい町村であっても、同じ悩みを抱えているようで、行政財産としている土地や建物の柔軟な利活用を検討するための町有財産利用等基本方針を作成して、売却だけではなく貸付けをも含めて、積極的に取り組もうとしている報道もございます。これまでもまたこれからも、町長が日頃おっしゃっておられますように、身の丈に合わせたまちづくりということになるのだろうと思っております。

以前に、市街地の再編について伺った際、インフラ資産の維持管理を考へても生活の拠点を集積したコンパクトなまちづくりを目指さなければ、当町の持続可能性が損なわれることを述べさせていただきました。その考えは今現在も、いささかも変わっておりませんが、先ほども少々触れさせていただきました複合商業施設などが立地するエリアは、町が寄附を受けた店舗跡、そして民間の事業者が購入した工場及び事業所兼住居跡、いずれも更地になっております。

このエリアは申し上げるまでもなく、交通の要衝でもあることから、当町の顔といっても過ぎるものではないと思っております。民有地を含め、建物の立地にはこだわらな

い目的を持った整備が必要ではないかと思いますが、お考えを伺います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 市街地で寄附により町が所有した土地は、平成27年2月に東1条1区、7月に大通りの2か所、平成29年度5月に東1条2区の1か所で、いずれも現在まで具体的に利用計画がない状況であります。その中でも議員御質問の土地は、大通りの非常に利用価値の高い場所にある思っておりますので、議員御指摘のとおり、しっかりとした目的を持ち整備する必要があると、そのように考えております。周辺の土地の所有者にも相談しながら、検討させていただきたいと思っております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 町の総合計画、また様々な法律等に基づく分野ごとの計画が策定されておりますが、それらの計画の必要性が極めて薄いものになっていて、内容も形骸化しているように感じております。

例えば、これは以後の質問に直接関係するものではありませんが、まちづくりの施策に関係する条例や要綱等が数多く制定されている中で、どちらかといえばなじみの薄い陸別町移住を応援する会設置要綱、陸別町一般家庭等ペレットストーブ導入補助金交付要綱、陸別町企業等派遣研修要綱、陸別町企業立地促進条例、陸別町行政運営検討会会議設置規則、そして陸別町行政改革推進委員会設置条例などがどのように生かされているのか、よく分からないのが実態だと思っております。

ただいまの一つ目のテーマの最後の質問とさせていただきますが、町民参画の視点でまちづくりを議論する場として、それまでは諮問の都度の開催になっておりましたが、まちづくり推進会議を4年ほど前になりますが、会議は諮問にこだわらないで会議を定期的で開催するとしておりましたが、その後の会議における議論の状況をお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まちづくり推進会議は、現在、月に1回、原則第3金曜日に開催しております。内容については、諮問の審議が中心となっておりますが、各委員から、その他、様々なまちづくりに関する意見を聞く場としても設けております。

令和3年度には、まちづくり推進会議において、各委員へのアンケート調査を実施しており、委員からの意見なども報告をいただいております。なお、アンケート結果では、基本的には現在の在り方でよいとの結果報告を受けております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 多くの自治体が、先ほどの議員の質問でも出ておりましたが、若者の意見をどのように酌み取るか腐心している中で、当町では中学校の模擬議会がコロナ禍による一時中断を挟みながらも、継続して開催されております。その際の町長の

講評でも触れられておりますように、学校では広報紙や各種の行政計画などを参考にした研修が行われているようでありまして、若者ならではの着眼点で貴重な質疑になっております。

しかしながら、これがまちづくり推進会議などのステップに、反映される兆しにはなっていないと思っております。コロナ禍や原油価格・物価高騰等の影響下において、まちづくりの方向性もおのずと、これまでとは変わったものになってくると思っております。少子高齢化や過疎化などの社会問題から生ずる様々な課題を、先進のテクノロジーを活用して解決する取組が始まっております。ICTを活用した高齢者見守りのサービス、そして自動運転サービスや自動配送ロボットによるサービスなどは、それほど遠くはない現実になるものと思っております。基幹産業の一つであります畜産業において、現在の苦境は経営規模の大きなものほど深刻と言われております。それは借入金に頼った規模拡大であったがゆえに、経費の増大によって償還金の確保が、かなり難しくなっているためと言われております。

今も一部触れましたが、続きまして脱炭素施策による農林業振興について伺います。

国は、地方創生分野におけるSDGsの取組に脱炭素の視点を追加しており、その優れた取組を提案する市町村を自治体SDGsモデル事業として選定し、資金的な支援を行っていることは、既にお話させていただいているところであります。当町も国の方針に沿う形で、家畜ふん尿処理における環境負荷の軽減を目的の一つとして、バイオガスプラントを整備しております。この事業、様々な紆余曲折を経ながらも、本年8月には3か年間の継続事業が竣工を迎え、現在、予定では試運転を経て、本格的な操業に入る段階にあるのではないかと思っております。町のこの事業に対する立ち位置も、計画当初の状況を考えますと、大きく変わってきているものと受け止めております。

前議会定例会でも、この事業に取り組む町の姿勢を伺った際には、この事業を当町における脱炭素の取組の中核と捉え、豊かな自然環境を守り、循環型農業を推進する上で、非常に重要な事業であるとし、農業者の負担を抑えつつ事業を安定的に進めるためには、町と農協が一体となって支えていかなければならないと、そのように答えられております。そして10年後、20年後の当町の農業と自然環境を守るための重要な支援を、惜しまずに行っていくとしております。既に、バイオガスプラントの支援が待ったなしの状況にあると思いますが、このことを踏まえ具体的にはどのような支援が想定されるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） バイオガスプラントは、本年の9月に竣工いたしまして、現在は原料となる家畜ふん尿の搬入が行われております。安定稼働となるまでの間、まずは人的支援を中心に実施しております。また、今後は財政的な支援も含めて、より具体的な支援策を農協と協議していく予定であります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ここに至るまでの質疑の中では、財政支援の会議と言わせてもらいますが、会議を多くの農業者の利益が期待できると共に、国が推進する脱炭素施策に資することで、町民全体への利益も大きいことを述べられておりました。そして、これは本年3月定例会におけるお話であります。これまでは主として発電部門の検討を行ってきたが、実際には他町のプラントでも行われているとおり、余剰熱の利用、または脱炭素に向けた動きを推進する必要がある。当町のプラントは、全国的に見ても大規模な集合型プラントとなっていて、発電以外の新規事業を展開できる可能性は非常に高いと考えている。

実際にはプラントの稼働開始後に状況を確認しつつ、陸別町農業環境支援公社及び売電会社アトラスを中心に、町と農協で協議を進めていく予定であるとしておりました。工事が竣工し、プラントが稼働できる状態になったのでありますから、とにかくにも操業につながる事が最優先であることは、十分に理解しているところであります。しかしながら、昨年11月に行われた議会の所管事務調査の際には、構成する農業者の確定に苦慮していることや、その結果として原材料の不足が懸念されていること。また、操業後の経営収支の安定において、当面はうまくいって収支とんとんと、そのような認識を持っておられるとのことであります。

ここに至るまでに、この事業が町とJAとが車の両輪となって進めていることで、それらの課題に対処する業務の分担についてもお聞きしております。JAが分担する分野は、整備財源となる融資の確定と発電量を維持するための原材料の確保で、一方、町は売電関係の手續と操業後の経営収支を安定させるための余剰熱などを利用した、新規事業の展開などが分担になるのではないかとということでありました。それぞれの分担、どれ一つを欠いても安定した操業が難しくなるものであります。残念なことに現時点においてもそれらが解決できていないと思います。今は経営収支云々よりも、とにかく稼働することに集中していると思いますが、これらを二の次にすることにならないことは理解されているものと思っております。

申し上げるまでもなく家畜ふん尿から発散されるメタンガスが、自然環境破壊の元凶とされている温室効果ガス増加の原因の一つとなっており、その観点からも家畜ふん尿のバイオガス処理の必要性が論じられているのであります。これはバイオガスとして処理するいかんに関わらず、地域の自然環境を守る上では、ふん尿を適切に処理しなければならないのは言うまでもないことであります。

国は、ゼロカーボンシティを宣言する自治体を増やそうと呼びかけております。今のところ、これは利便的な意味合いの強い取組であって、計画策定などの要件はなく、脱炭素先行地域に連動した補助金はないものの、官民連携事業などで財政支援を受けやすくなるメリットはあると言われております。

道は、2030年度までには、道内全179市町村のゼロカーボンシティ宣言を目指

ずとしております。ふん尿の処理には、バイオガスプラントを利用するしないに関わらず、コストがかかります。今、検討されておりますバイオガスプラント事業への財政支援の大義を、脱炭素化への取組とするのであれば、そのための施策が全町域・全町民にどのような恩恵をもたらすことになるのか、国のモデル事業として進められている脱炭素先行地域の指定にあたっては、十勝管内でも既に複数の自治体が、まさに先行して事業化を進めております。当町のまちづくりの方向性として、利用可能な広大な地域の資源に根差した酪農と林業を生かした再生可能エネルギーの利用によって、社会貢献していくことが町の持続可能性を高めることにつながるもので、それがまさに地方創生であることを、これまでも幾度か申し上げてきました。

したがって、このバイオガスプラントの運営を当町における脱炭素の取組の中核に据える姿勢には同調できますし、支持できるものと思っております。しかしながら、このたびのバイオガスプラントに対する支援について、今、伝え聞いている方法しか選択肢がないのかということでもあります。逆説的に言えば、事業の便益が特定の方々だけにもたらされるのではない施策を用意できるかということでもあります。

例えば、これは再三申し上げてきているところでありますが、温室効果ガス排出量削減に取り組む脱炭素先行地域に選定された道内5自治体のうちの二つが、十勝管内ということではありますが、その取組を見てもみますと、官民連携のまちづくり会社を通じて、町内の家庭や事業所などに電力を供給するための町独自の小規模送電網の整備や、家畜ふん尿によるバイオガスから水素を製造して、これを自動車の燃料とするなどの取組が既に具体化されております。

また、最近の報道では、乳牛のふん尿処理の過程で発生したバイオガスから二酸化炭素を取り除いて液体化させた液化バイオメタンを製造、利用する実証実験が行われており、一部は、ボイラー燃料としての利用を始めているとのことでもあります。これは脱炭素社会の実現に向け、液化天然ガスの代替エネルギーとして期待が高まっているということでもあります。一方で肥料高騰対策事業として、国は科学肥料使用量の2割削減に取り組む農家に対し、この秋から来春までに使う肥料を対象に、畑の適正な科学肥料量を調べる土壌診断の実施や家畜の堆肥利用など、農林水産省が設定する十数種のメニューの中から二つ以上を選び取り組むことを条件に、肥料のコスト増加分の7割を補填するとしております。

また、当町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び飼料等高騰対策として、農業飼料等資材高騰対策補助金の交付を行いますが、緊急の対策としては有意義なものと理解しております。しかしながら、長期的な視点で家畜ふん尿の利活用による自然環境の保全と科学肥料削減の両面を目的に、全農家を対象とする支援の中でバイオガスプラントの利用における受益者負担の軽減を考えるのであれば、普遍的な理解が得られやすいのではないかと思います。いかががお考えを伺います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 自然環境の保全というのは、これは大変重要な課題であります。河川の水質維持や圃場の土壌改善など、家畜ふん尿の適正な処理によって、水・土・空気といった環境改善が期待されております。これが自然を守るという全町民への恩恵につながっていくのではないかと、そのように考えております。

家畜ふん尿の適正処理に対する支援は、堆肥舎建設や車両購入など多岐にわたります。バイオガスに限ることなく、全ての畜産農家を対象に総合的に支援できるようこれからも努めていきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま環境問題を町民全体に還元できる一つの効果と、そのような答弁でございました。さらに、ふん尿処理については別なメニューになりますが、いろいろな制度、ものを使っていきたいというようなお話でありましたが、なかなか受ける側としては実感として、その効果ができないわけでありまして。受益者負担の基本的な考え方、これについて伺いますが、事業の便益を受ける方々が特定される場合において、その全てを補助金等で賄うとなれば、その財源には恩恵を受けない方々を含めた共有の財産が充てられることとなり、特にその大きな部分を町が支援するとなれば、農業者間だけではなく、町民の間にも賛否の声が生ずることになると思っております。大きな捉えの中で町民へのフィードバックを含め、補助金と交付事業における受益者負担に対する町の考え方をお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 特定のサービスを受ける者に、その受益に応じて負担を求める者がいわゆる受益者負担となるわけですが、補助事業においても同様の考え方から、一般的には自己負担を求めることが多いと、そのように思われます。個々の事業における負担については、その都度、広域性や必要性、また財政状況などを総合的に勘案して決定しているということでありまして。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの終わりのほうの答弁をかみ砕いて私が理解すれば、場合によっては受益者負担も求めない場合もあると、そのようなこともあると、私なりに理解したわけでありまして、特にバイオガスプラントにつきましては、今後の推移に大きく関心が高まるところでありまして、注視してまいりたいと、そのように考えております。

続きますが、このバイオガスプラントであります。経営収支が安定するまでとして、一定期間にわたって継続される財政支援となれば、毎年度の補助金申請に合わせて経営の再建計画を確認する必要があると思っております。この考えは農業者が、経営の困窮時に使う最終的な制度資金とされる大家畜特別支援資金でも、同様の取扱いが求められております。売電収入だけでは経営収支の安定が難しいことは、理解されていることと思っております。それに付加する余剰熱などの利用のめどが立っていないであれ

ば、かなりの期間の財政支援が必要になると思います。

そのようなことであれば、むしろ施設整備に係る借入金を債務負担して、経営はあくまでも受益者の責任であることを明確にすることが、町が支援することの大義になるのではないかと思います。いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 補助金の交付申請時において、その妥当性を判断する材料として各種資料の提出を求めるのは、これは当然のことだと考えております。その中で経営状態、また収支計画は十分に点検させていただくことになろうかと、そのように思っております。

また、借入金の債務負担についてですが、これは現時点でそのような考えは持ってはおりません。財政支援は行いますが、一日も早く経営を安定させるよう公社及び発電会社に求めていきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） これは、町長がおっしゃったことの報道であります。町長は、バイオガспラントの稼働に伴って、2050年度までに町内の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティにも、意欲を持っておられることが報じられております。このことに関連して、本年6月議会定例会において、脱炭素に向けた地方自治体の取組について、エネルギー収支と再エネ導入ポテンシャルに触れさせていただきました。

当町は、現時点でのエネルギー収支は赤字額であるものの、再エネ導入ポテンシャルでは、今後、再エネ供給力がエネルギーの需用を上回り、地域外に再エネを販売できる地域とされていることを述べさせていただきました。これは最近の報道ではあります。東京証券取引所が専用のカーボン・クレジット市場を新設して、企業が二酸化炭素の排出量を市場で取引する実証実験を始めたということで、バイオガспラントの稼働はもちろんのことでありますが、森林の二酸化炭素吸収の効果についても今後の森林整備の仕方によっては、再エネ供給力地域として十分に期待できるのではないかと思います。いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 森林の二酸化炭素吸収量をクレジット化するものとして、J-クレジット制度があります。先頃、北海道も道有林のクレジット化事業を開始したと、そのように聞いております。経済産業省もクレジットの取引や流通の活性化に取り組んでおりますし、町としましても陸別の広大な森林の活用方法について、森林整備と併せて検討を進めてまいりたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 政府は、新しい資本主義としての成長投資の柱に、御承知のように脱炭素を掲げており、その社会の実現に向けた民間の技術開発を支援するため、二

酸化炭素の排出量に応じて企業に課税する炭素税、これを償還財源の候補とする特定目的の国債の発行を検討していると言われております。

また、金融機関は環境問題へ貢献する企業への融資を広げていて、道内でも北洋銀行と北海道銀行は、企業の温室効果ガス排出量を算定するサービスを始めており、中小企業にとりましても脱炭素は、新たなビジネスに有効と言われております。国の脱炭素先行地域の選定について伺いますが、これに選ばれますと、再生可能エネルギーの発電設備導入や省エネ対策などの設備整備に対し、国が最大75%を補助するとしていて、2025年度までに100件以上を選定する方針と言われております。既に選定された十勝管内の2町では、新たなバイオガスプラントを整備するなどして、脱炭素で住民生活の質を向上させるために、それぞれ数十億円規模の事業を計画していることが報じられております。

先行地域選定における国の方針が、全国約1,800近い地方公共団体のうちの100件程度となれば、狭き門ではありますが、これが先行しての地域選定との捉えであれば、いずれは他の自治体においても普通に取り組むことになるのだろうと思いますが、当町におてはどのような体制で対応することになるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 脱炭素の取組、これは世界共通の課題でありまして、全ての人々が取り組んでいくべき重要施策だと、そのように思っています。環境に配慮した脱炭素社会の実現のため、これは担当部署にとられることなく、全庁的な取組として温室効果ガスの排出削減、二酸化炭素吸収量の増加の推進に取り組んでいかなければならないと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 私は、ここでお聞きしたかったのは、限られた職員定数の中でいろいろな事業に対応されているわけでありましたが、脱炭素に対する自治体の取組については、例えば先行地域に指定された町村では、担当課を設けているところもございません。そこまではいかないにしても、相当実効性の高い組織をつくっていかねばならないのではないかと考えております。そういうことにつきましてお聞きしたかったわけでありましたが、このことにつきましては、今後、何かの機会でもたお聞きしたいと、そのように考えております。

現在、町内では2基のバイオガスプラントが稼働していることになりましたが、それであっても町内の家畜頭数の半数を処理するまでには至らないと思います。今後の当町の畜産経営をどう捉えるかということになりますが、新規就農が当面は見込めない状況下で、後継者の確保ができずに、廃業を余儀なくなるケースは避けられないと思います。地域の産業の維持・防衛反応として、必然的な経営規模の拡大は進むものと思います。

国は、脱炭素施策を高いレベルで掲げておりますので、家畜ふん尿による温室効果ガスの発生抑制を引き続き行わなければならないと、今後、さらなるバイオガスプラントの整

備が検討されることが予想されます。町の関わり方の先例として、今回の取扱いとの整合性を考えておかなければならないと思いますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） バイオガスプラントの処理能力は、これは搾乳牛換算で約2,850頭、育成牛を含めた実数でも約4,000頭余りとそのように推計しており、当初から家畜飼養頭数の全てではなく、一部処理として設計しております。今後の整備については、今、具体的に申し上げるものはございません。時代の変遷や技術革新などにより、国の施策も変更されることが考えられます。また、農業情勢など将来についての予測は困難であります。町としては、その時々で適切に判断をしてまいりたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 非常に玉虫色の御答弁をいただいたと、そのように理解しておりますが、今現在では、そういう捉えを述べざるを得ないのだろうと、そのように思いますので理解しているところでございます。

バイオガスプラントの経営見通しについては、建設工事竣工後にいただいた事業収支計画表によりますと、売電収入は、令和5年度が毎時600キロワットの発電で、年間1億7,560万円を見込んでおりまして、その後は毎時720キロワットで2億2,430万円となっております。そして今年度についても試運転終了後に、農業環境資源公社と売電会社アトラスとの原材料の売買が、それぞれに収支で見積もられておりましたので、売電が既に行われているのか、あるいは間もなく行われるのであろうと思っておりますが、現状がどのような状況にあるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほどお答えしたとおり、バイオガスプラントは本年9月に竣工しまして、現在は、原料となる家畜ふん尿の搬入が行われております。メタンガスの発生状況も良好であることから、発電機の運転と売電は昨日、12月6日から開始したと報告を受けました。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 事業収支計画表に示された経営見通しでは、当初から、経営収支の不均衡が予想されるということで、町とJAりくべつとが財政支援を続けるということでありました。そのような中で受益者となる農家の負担についても、これまでのお話では当面は町が補助金を交付して、実質農家負担はないということでありました。町及びJAにとりまして、この事態は想定外のことと思いますが、前議会定例会でお伺いした際に、必要な支援を惜しまずに行っていくとお答えになっておりますが、具体的には農家負担を極力抑えることが、この必要な支援を惜しまずに行っていくこと、そのことを指しているのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 農協との協議の中では、現在の厳しい農業情勢を鑑みると、農家負担を抑えることは、必要不可欠であるとのそういった意見で一致したところであり、必要な支援を惜しまずに行っていくことには、この農家負担軽減も含まれておりますが、経営の全体を見ながら安定稼働に向けた総合的な支援であるということで御理解いただきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 近年にない大型のプロジェクトとして整備されましたバイオガスプラントが、現在、本格操業に向かう状況にあります。この事業に町は運営会社の設立に対する出資と整備事業への補助金の交付、また、事業推進のための事務局員の派遣及び電力系統連携工事など、大きく関わってきております。町は、JAりくべつと一体となって支援していくということですが、現行の計画では、運営費の財源のほぼ全てが売電収入ということを考えますと、頼みとする電力固定価格買取制度では、20年後にはその価格が大きく引き下がることになると思いますし、プラントは申し上げるまでもなく償却資産資産でありますから、永続的に維持していくための一定の基金も必要になります。

そのように考えますと、バイオガスプラントを整備する目的は、これまでにお答えいただいたとおり何ら揺らぐものでもありませんが、売電収入だけに頼っていくことになれば、事業の永続性から見ますと、農業者にとってもお荷物になってしまうのではないかと考えております。熱を利用するのか、ガスを利用するのか、はたまた全く違った視点から考えることになるのか、これは直接受益を受ける方だけでなく、全町的なこの事業に対する支援を考える上でも、大変重要な一つのファクターになるだろうと考えております。そのことをお伺いいたしまして、本日の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 再生可能エネルギーの固定価格の買取制度は、これは電力会社が一定価格で一定期間買い取る制度であります。御指摘のとおり、20年後には価格改定があるわけですが、持続可能な単価設定を求めていきたいと、そのように思っておりますし、追加投資によるJ-クレジット化も選択肢の一つとして考えられます。

いずれにしても、まずは目の前の安定稼働に全力で取組、家畜ふん尿の適正処理による環境保全を優先したいと、そのように考えております。その上で、陸別町の酪農・畜産業が持続的発展できるよう最良の方策を考えていきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それでは通告どおりの一般質問、町長、教育長、ひとつよろしくお願いいたします。

私は、今回、大変厳しい酪農情勢の中で、町内での消費拡大に向けた取組、それと、子供たちの今の不登校問題について、教育長、また、町長にお尋ねをいたします。

それでは、町内の生乳消費拡大に向けた取組という題目ですけれども、町長も新聞等いろいろな中で御存じかと思えますけれども、最近の酪農情勢・畜産情勢、非常に厳しい中に来ているなど思っております。搾っても赤字、牛に餌を食べさせても赤字、ではどうしたらいいのという話です。長引くコロナで本当に一変をして、またウクライナ、また歴史的な円安ですとか、原油高、外的要因は大きいです。先ほど言ったように、搾っても食べさせても赤字ということで非常に厳しい状況にあります。

そのような中やはり牛乳が飲む量が少ない、また、平成26年に国内産のバターが消えたということで、これではいけないということで規模拡大に、国はかじを切りました。クラスター事業等々を使って、コロナ禍前までは順調に推移をしていたものが、コロナ禍で一変をしました。牛乳は余り、脱脂粉乳は余り、乳製品は余り、そのしわ寄せが今の令和4年度の秋以降の生産の抑制につながっています。やはり牛乳を搾って回らないという状況にあります。当然、本州への個体販売も秋までは60万円、50万円で売れた妊娠牛が、今現在、先般の11月24日の市場では20万円、30万円までに下落をしました。

道内におけるホルボトクの業者が工場が潰れたということで、子牛の価格が下落しました。当初、15万円、18万円していたホル牛が、その倒産により500円・3,000円・6,000円と。市場に置いていった牛に薬殺をしたところ、保護団体に指摘をされて、そうすると500円で買えない牛を殺せないということで、初めて私も市場で100円という子牛の価格を目の当たりにしました。本当に厳しい状況が続いているのかなと思っております。

この中で12月には組勘整理を迎えます。北海道の9割の農家が赤字だと聞いております。組勘整理をしなければ、新年度以降には向かえません。そのような中で国のセーフティネット、また当町における対策・対応、それと国は経産牛を淘汰すれば15万円出しますよと、そのツケが幕別の十勝家畜商協に何百という親牛が屠場にかかれなくて係留されております。中には何頭も死んでいく牛もおります。一体何をやっているのだと、国の政策にのっとったはずが、屠場枠が決まっているだけに1日何頭しか潰せない、この現状が起きているのが今の十勝・北海道の現状であります。

10月1日に国は乳価を10円上げました。本州は10円、北海道も10円のみでした。しかしながら北海道の牛乳は、生乳で本州に2割しか行っていません。という

ことは2円なのです。はっきり言いますと、この2円を3月までということになれば、1頭当たりキロ何十銭です。そういうのが今の現状です。

私も先般12月1日に各関係機関、大臣と、また農水省へ行ってお話をしてきました。政治家の先生方は非常に厳しい、厳しい状況だと、本州・北海道含め11月末現在で酪農家400戸が離農に追い込まれました。さらに令和5年は厳しい現状になると聞いております。陸別町の酪農家戸数、今現在で酪農・畜産合わせて60戸です。その中、搾乳農家は39戸おります。酪農家の家族全て含めて今現在、約650人が酪農に従事している数と家族数でございます。

そのような中で、私は、陸別町のりくべつ牛乳を使った消費拡大はできないかということで、今回一般質問に臨んだわけなのですけれども、まず町長、この厳しい酪農情勢、また陸別町のトップとして、どのような感じで捉えているのかお尋ねをいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 酪農は、陸別町の基幹産業であります。その重要性は言うまでもなく、広く周知のことと思います。長期化するコロナ禍において消費が低迷し、結果として、生産抑制という事態になったことは、肥料、飼料、資材、燃料が高騰している中で生産者への経済的影響が大きく、非常に厳しい事態であり、基幹産業の危機であると、そのように認識をしております。

この間、消費拡大の一助になればとの思いから、観光協会と連携して観光物産館で牛乳の無料配布を実施、また農協の協力もいただいてマイナンバーカード取得者へ牛乳券の贈呈、あるいは役場内での牛乳の直接消費や乳製品の購入運動などに取り組んでまいりました。しかしながら、全国的な生乳余剰の流れの中で抜本的な対策にはつながらず、正直歯がゆい思いをしているところであります。

安全・安心で良質な農畜産物を安定的に生産提供できる体制を整備する、このことを目標に農業振興に取り組んできたわけですが、需要の低迷には打つ手がなく、大変苦しい状況であります。農業者緊急支援対策を盛り込んだ農業振興総合対策事業により、財政的な支援も行っておりますが、一日も早く現在の状況が改善され、牛乳を廃棄することなく、酪農家の皆さんが意欲を持って生産できる日が来ることを願っているところであります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 令和4年度のJA陸別町の売上げです。平成18年、JA陸別町は60億7,000万円という過去最大の売上げを記録しました。令和4年度、農協の試算では、牛乳は今現在100.2%、搾れておりますから、約42億円の収入は上がってくると思います。しかしながら、子牛、和牛、F1、妊娠牛、それだけで今11月末現在でも単純に4億円の落ち込みです。本当に毎日毎日搾乳をして、牛に餌を食べさせて、そして同じことを毎年毎年やってきて、価格の低迷等による落ち込みで単純に11

月現在で4億円の落ち込み。これでは各農家、借金どころか、生活していくのもままならない状況にあります。

令和4年度の陸別町の生乳生産目標は4万2,277トンであります。現在で102.7%、陸別町の皆さん、頑張っって搾っております。しかしながら、この秋から生産を抑制しなさいということで、北海道で5万トン、お金にして50億円です。そして陸別町に与えられた枠が360トン抑制をしなさいということです。そして100%に到達したJAは、陸別町は360トン抑制すれば、ホクレンから1,500万円のお金をいただけます。実際に360トン、3,600万円搾れるわけですから、それを単純に100%守れば1,500万円あげますよと、あめとむちのような話ですけれども、これが今現在、現状です。

そして新聞等にありますが、士幌の農家、また新得の農家等が新聞の記事に載っていましたよね。牛乳を廃棄しているという現状が、既に始まってきております。12月から。多分、陸別町も今、360トンと示されたわけですが、現状でいくと約520トンの牛乳を抑制をしないとしない現状にあります。100%以上搾れている農家、100%未満の農家、これを皆さん一堂に会してテーブルに着いてもらう。私は搾っていないから100%搾れるよね、100%搾っている農家は抑制しなさいということなのですけれども、それを実際にやったJAでは、15分間で会議を中断しました。それが当然の話なのです。誰も悪くないのです。それを各農協で調整しなさいということになると、やはり100%の搾っている農家に無理して100%搾りなさいということも言えるのですけれども、言えません。それは心の中の話。100%搾っている農家に対して、抑制ですから、あなた牛乳投げなさい、これも言えないのです。やはり規模拡大、投資をしてきた農家等もおりますから、やはり搾らなければ个体販売でこれだけ下落していますから、JA陸別町の落ち込み額4億円をカバーするには、乳代的に110円の乳価が必要だということです。そうすれば4億円は、減損した4億円と、とんとんにはなるのです。しかしながら今現在、乳価は100円です。到底無理な話です。それで恐らく町内においても廃棄する農家、出てくるのではないかなと予測されています。そうなったときに本当に離農・営農中止、陸別でも出てくると思っています。

そこで陸別町には、りくべつ牛乳があります。これを消費拡大の一環として何とか子供たち、学校給食、また町民・福祉施設等々にりくべつ牛乳で消費拡大、この町はこういう形をしているというところを町全体を挙げて消費拡大に努めていただきたい、それを実現可能かどうか。また、私のあれでは一月に1回だけりくべつ牛乳を製造していると聞いております。ここら辺の回数をもう少し増やせないのか。また、あれだけ、少しずつ有名になってきた、りくべつプリン販売も消費拡大できないのか、また、大量に生産・製造できないのか。また、ふるさと納税等に向けられないのか、いろいろな形で模索してできないのかなということを今日は町長と教育長にそこら辺をお尋ねいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） りくべつ牛乳は、農畜産物加工センターにおいて月に1回、または2回製造しております。原料となる生乳は、年間で約3,000キログラム程度を受入れておまして、一部の加工向けを除き大部分を、飲料用のりくべつ牛乳として出荷しております。販売先は学校給食のほか、宅配や店頭となっております。提供回数を増やすことについての御質問にありますが、牛乳の製造には高い専門性が求められまして、また原料受入れから製品化まで数日を要することから、施設や設備の規模・人員の都合などから、大幅な増産に対応することは難しいと判断しております。

しかし、この酪農の危機的状況に何とかお役に立てないかということで、1回当たりの生産量の増を検討しております。生産設備の容量により制限は受けませんが、少しでも増量できるように努力してまいりたいと思っています。

また、プリン・アイス・ヨーグルト等とのことでありますが、これは今の答えと同じになりますが、加工センターでは施設や設備の規模、あるいは人員といった理由で乳製品の独自生産は難しいとは思いますが、後ろ向きでなくて前向きにやれることを考え取り組んでいきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） りくべつ牛乳の給食時での提供の回数を増やせないかというようなお話でありますけれども、陸別町では平成27年から給食を提供しているところでもありますけれども、平成26年度までは弁当持参で、そのときには必ず牛乳を提供してきたというような経過があります。現在も給食提供時には牛乳を提供しているところでもありますけれども、今、町長言われたとおり、製造の関係で月に1度りくべつ牛乳を提供しているところでもありますけれども、児童から、これを楽しみにしているという児童もおりまして、毎日、りくべつ牛乳がいいという児童もいるというふうに聞いております。栄養教諭からも低温殺菌した牛乳の濃厚さや、風味の違いを子供ながらに感じ取っているのだというふうに聞いています。

200ミリリットルの牛乳を飲むことで、学校給食摂取基準のカルシウム量の約6割をとることができて、栄養的にも優れた食品だというふうに思っております。ただ、製造の関係であるとか、今現在の予算の関係でりくべつ牛乳の回数を増やすことは、ぜひ提供したいなというふうに思っておりますけれども、今現在の1回を予算上の関係でやりくりすれば、月2回までは今現状でもやれるかなというふうには思っておりますけれども、ただ、製造の過程でそれは可能かどうかということは、これから町との協議になるかなというふうに思っております。

ただ、牛乳の使用を極端に増やすことはメニューの偏りが出て、給食の目的である栄養バランスの取れたお食事という点から、外れてしまうおそれもあるということですが、陸別の特産品である牛乳を子供たちが知り、郷土に愛着を持つという目的を考えると、給食でもできる範囲で今後も使用していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 前向きな温かい意見をいただきました。本当に何とかして、この町内だけでもいいから、酪農の町だからこそできることを一生懸命取り組んでいただければなと思っております。

先ほど、町長のほうからり陸別のプリン、非常に私はおいしいと思っています。冷凍にしておいて溶けかけを食べれば、恐らくふるさと納税で相当いけるのではないかなという思いもしております。

今、我々仲間を考えているのが、どうせ牛乳投げるのだったら、牛乳豆腐がっぱり作って冷凍しておいて、皆さんに牛乳豆腐の味を知ってもらってもいいのではないかなというのも一つの案だと思っています。これも今、りくべつ牛乳は配乳権の関係で、ホクレンから牛乳を買っています。これがインサイドの取引なのですけれども、私は今、アウトサイドの取組ということ、個人の牛乳を陸別町が買って、陸別町が製造して売ると。そうすれば余った分の牛乳を陸別町が買い、少しでも使ってもらって1円でも30銭でも80銭でもいいから、陸別町の農家の手取りが上がればいいなというのが、単純な考えです。

そして私もホクレン等に聞いてみました。そうすると、ホクレンから返ってきた答えは、陸別町の場合はホクレンから牛乳を買っていますので、何ら販売することに関してはいいですよ。道の駅で売ろうが、コンビニで売ろうが、どこで売ってもいいですよという回答です。しかしながら、インサイドからアウトサイドに切り替えるときはやはり抵抗があると。これは陸別町が私の多胡牧場の牛乳を買って、それを製造して子供たちに飲ませると、これはブラックに近いグレーだと、しかしながらだめではないと。ではどうすればいいのと聞いたときに、1号対象事業者、2号対象事業者、3号対象事業者がいます。1号対象事業者というのは配乳権の持ったホクレンですとか、北海道から行っているMMJ、よく皆さん話題にするのですけれども、などの事業者です。直接乳業メーカー、ホクレンでなくて本州のメーカーに売する場合、これはミルクネットですとかそういう業者がいます。それが今、北海道の牛乳を本州に売っているのですけれども、やはり価格的にしたら今、本州に行っている牛乳、仲間の牛乳が127円で本州に向かっていると聞いています。しかしながら、これも生産者にとってはけんかなのですよ。ホクレンに売らないで本州へ行っているわけですから、本州でその分だぶついてしまうのですよね、これもやっぱり悪影響を及ぼしていると思っています。しかしながら、2号対象事業者、直接乳業に販売する酪農家、これは町もこれだということですから、2号対象事業者になってもらえれば、資格を取れば可能だということも言ってもらいました。

それと、あとは乳製品を加工する酪農家、一般的農家販売、これは6次化等を目指して自分でチーズを作ったり、アイスを作ったり、よくどここの町へ行ったらあります

よね、そういうのがこの第3事業者ということで、やれないわけでもない。だから、これから農協といろいろ相談等をして、ホクレンもブラックに近いグレーだということも言っていますので、これをインでなくてアウトで陸別町が目指してくれるのであれば、私は本当に陸別町の農家、これからますます強くなるなという思いでおります。

先ほど、町長のほうからプリン・アイスをとという意見もありました。ここら辺も含めてやはり商品の開発もホクレンから買って、それを製造するのも消費拡大につながるわけですから、そういうことも含めて今後農協と相談したり、組合員と対話を持ったり、いろいろな形とっていただければなと思っております。

それでは最後に、令和5年度の話をしてします。

令和5年度、北海道は9万トンの減産に踏み切りました。お金にして約90億円です。そこで陸別町に当てはまると、約4万2,270トンの中から4万1,000トンです。ということは、1,200トン搾ったらだめです。これが決定事項です。そうすると、令和5年度さらに農家経済厳しくて、恐らく相当な離農、搾乳中止農家が出てくるということも今から伝えております。

釧路管内、非常に厳しいと聞いています。ある農協では11月末現在で30戸、もう一つの農協は20戸とか、大酪農地帯でそういう現象も起きています。非常に厳しい現象であります。陸別町も1,000トンですから、約1億円の減産です。先ほど言った4億円足すと、来年度は5億円の減と、今からそういう状況です。本当に離農が進まないためにも、何とか知恵を出し合って、りくべつ牛乳の上手な活用をしていただいて、やはり消費の拡大に努めていただければなと思っております。

私は、陸別町にこれまでいろいろな形で、コロナになってから対策を打っていただきました。コロナの12号、13号、14号、これは町単独の資金であります。上限2億円で数戸の酪農家がお世話になって、これでしのいできております。それと同時に、乳牛・和牛・馬等に3年度で1,000円、3,000円、3,000円とか、今年は高騰対策により1,500万円、また草地更新により500万円とか、本当に陸別町には、ほかの町村から見たら陸別町大したものだな、町独自でそういう政策をとっていると、ほかの農協は全て国のセーフティネットの資金を活用しております。今現在で十勝管内だけでも1,400戸が、国のセーフティネットにつないだと聞いております。

その中でこの陸別町は、町の単独融資による資金があります。これは本当に今になればなるほど貴重な資金だと、私は思っております。本当に厳しい現状が続いています。私は農業委員であります。議員と農業委員、両立であります。離農が進めば陸別町の農地、本当にどうなるか不透明です。9日の日も農地のあっせん会があります。これから農地が幾ら離農で出てくるのか分かりませんが、恐らく陸別町にも遊休農地が出てしまうのではないかなという危惧もあります。だからきちっと酪農・畜産がしっかりしている町だからこそ、そういうことも対策とれると思っております。

最後に、本当に厳しい令和5年を乗り切るのにより一層の支援、また、町と農協のい

ろいろな懇談の中で対策等を見つけ、また、それを議会に提案をしていただいて、より一層の強いまちづくりを目指してほしいというのが私の最後のお願いです。町長、どうでしょうか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 多胡議員から詳しくお話を伺ったり、数値を伺って、改めてその大変さというのを認識したところであります。

私どもも皆さんと同じ危機意識を持っておりまして、町としても農協のほうと令和5年度の絡みでもお話しして、こちらでできる協力体制、十分に共通認識を持ってそれに立ち向かっていきたいと。過去40年ぐらい前ですか、同じような事例があって、そのときもやっぱり大変でしたが、農業者の皆様方、また農協の踏ん張りで、それを乗り越えてきた歴史もありますので、そこら辺もまた検証しながら、しかるべき手を打っていききたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 先ほど、同僚議員のほうからもバイオマスの件も上がっていました。酪農家コストが減れば、当然バイオマスも売電しません。だからこそ強い基盤の中で、当町・陸別町は強いというほかの町村よりも、より一層強い陸別町ということを確認に頑張っていただければなと思っております。

それでは、続きまして教育長、よろしく願いをいたします。

簡明に聞いていきます。最近、私のほうにもこの町において「児童・生徒の不登校」があると、「えっ」と私、一瞬思いました。私、局長を連れて先般、子供議会の前に出前授業に行きまして。あのときの子供たちの強い目線というのか、あのときを見たら、この子たちみんな元気だなと、しっかりしているなと思いました。そしてあの姿の中で、子ども議会を開いてもらったとき、私は子供たちに言ったのは、一つの質問でありがとうございますではだめですよと。しっかり勉強して2回目、3回目という、与えられた質問をしてくださいということをお願いしました。私も、子ども議会で議長が暫時休憩をしますとかけて、子供たちの質問に町側がああいう形をとられたということは、この子供たち強いなという思いで傍聴しておりました。

それでまず教育長、うちの町の児童・生徒の中で不登校の子供いますか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 当町、陸別小学校・陸別中学校1校ずつであります。陸別小学校につきましては、今現在、児童数が87人です。陸別中学校につきましては生徒48人となっております。4月から11月まで、実際の登校日ですけれども、130日以上確保しているところでありまして、不登校ということでありまして、今日お答えする中身につきましては、基本的に欠席日数が、30日以上を超えている児童・生徒は、不登校と捉えるというふうな意味合いで、お話をさせていただきたいというふうに思っております。

陸別小学校児童においては、今現在、不登校児童は2人、陸別中学校におきましては生徒9人であります。なお、完全に登校ができていないという児童・生徒は、いないというような状況であります。

以上です。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それぞれ今現在、児童・生徒の中で不登校がいるという現実を知りました。では、児童・生徒に対して学校側、また教育委員会、また関係機関、また親子の面談ですとか、家庭訪問等でヒアリングはきちとなされているのかお尋ねをいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） それぞれ小学校・中学校では、それぞれの学校において児童・生徒の指導の交流会であるとか、校内の支援委員会などで協議をして、情報共有を図っているところであります。どの学年においても担任を中心として、様々な形でのヒアリングを行っているところであります。

小学校においては、子供たちが学校に行きたくない理由のもの、今、一部でありますけれども、どうも学級の友達と一緒に過ごすのがつらい。多分、集団行動が苦手なのかなというふうに捉えます。それから、朝起きてから学校に行くのが苦痛だというような発言があります。

中学校側については、医者や医療機関の診断を受けると起立性調節障害という形の診断が出されます。朝起きられないとか、無気力な形であるとかいうことでの状況で、なかなか学校に足が向かないということもありますし、私も十数年来、この経過見てきていますけれども、最近、議員おっしゃるとおり、ちょっと多いのかなというふうに思っておりますけれども、特にコロナ禍の影響というのも、若干要因としてはあるのかなというふうに思っております。

児童・生徒の状況により異なりますけれども、全く完全に来ていないということではありませんので、お昼から来たりだとか、放課後だとか、それから各種行事の時に参加するだとかという場合があります。そのときに来校時の面談であったり、それから家庭訪問や保護者への電話連絡等で様々な情報交換、共有をして対応しているところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 児童・生徒に対してのヒアリング調査をしていると、また、親といろいろの形で面談をしていますということで、では不登校が解消された児童・生徒はいますか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 大変残念ながら、完全に解消に至るということは大変難しい

という現状であります。ただし、欠席が続いていた児童・生徒が、少しずつ登校の機会がふえていくような改善は見られています。登校意欲につながるように、今後もしっかり組んでいきたいという現状であります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それでは、今、解消はちょっと難しいという教育長の意見でした。それでは、学校に来られない児童・生徒のために、学習支援というのはどのような形で行っているのか、また、タブレットなど活用できているのかどうか。多分、タブレットは無理なのかなと思うのですが、そこら辺お尋ねします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 学習支援の実態でありますけれども、従前は家庭訪問時に課題等提供して、それで家庭学習をしてもらうということでありまして、これは現状も今も同じであります。ただ、ここ数年、タブレットが貸与されているということで、特に中学校については毎日持ち帰りをしているということで、基本的には小・中もタブレット1台が貸与している状況でありますけれども、それを個人で積極的に使えているかというような状況については、いろいろ個人差があるのかなというふうに思っております。

家庭学習を元気にできるような元気があれば、登校もできるのかなというふうに感じているところでありますけれども、今現在は、登校できた際には放課後中心に、個別授業・個別指導を小学校も中学校も補習的な形の中で、対応しているというような現状であります。ただ、登校する回数がどうしても少ないということの場合につきましては、家庭訪問時に課題を渡すなどの方法に加えて、今はICTかタブレットもありますので、それらも活用しながら課題の提供に努めているというような状況であります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 学校へ行けていない児童・生徒に対しては、やはり学習面のケアというのは必要ではないかなと思っています。それでは逆に言えば町内の問題でなくて、外部からいろいろなカウンセラーですとか、そういう形の中で呼んで、そういう対応を今までしたことはあるかどうかお尋ねをします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） スクールカウンセラーにつきましては、今、町内在籍の者は当てているというような状況はないのですけれども、従前からスクールカウンセラーにつきましては、道教委の経費負担で導入をしているところであります。今年度、派遣していただいている先生につきましては、士幌町在住の方を派遣していただいております。定期的に最低でも月1回は来町していただいて、小学校・中学校にそれぞれ、その日によりますけれども、午前・午後必ずどちらかに1校ずつ赴いてもらって、約2時間から3時間ぐらいカウンセリングをしていただいているところであります。

このカウンセラーが来校する件につきましては、来校日程を学校だよりで周知をする

だとか、それから担任等から該当生徒及び保護者へ、来ますから、利用してどうですかというような形で、利用することを促して連絡をしているというところでもあります。

当該生徒、児童・生徒、保護者もそうなのですけれども、来校時にはやっぱり指導の仕方について専門性が高いということがありますので、教職員も相談に乗ってもらいたいということもあります。教職員からの情報提供・授業観察、それから児童・生徒、保護者との面談なども行って、一つの例においては、カウンセラーが来られる日に限定して、いっとき来ている生徒もいたというような状況でもあります。

以上です。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 私の息子の知人の子供が今、学校へ行けていない現状です。私はそれ聞いたときに、学校へ行けないのかと思った瞬間に、どうして学校へ行けないのだと。その本人に、親が、怒りつけたら、家庭内がひどいことになりました。何でおまえ、学校へ行けないのだと言った瞬間に、子供も疲弊をして、その弟・妹のほうが、お姉ちゃん・お兄ちゃん、学校へ行けないのなら、私も行かないかなと言ったと聞いております。

そこで私、最近、ネット等で目にしたのが、地域未来、ちょっと最後のほうまで分からないのですけれども、そういう子を受けられる高校が、今、全国に100校ほどあると聞いています。そしてその親御さんに、今、義務教育の段階で中学校から高校へと旅立っていくわけなのだけれども、こういういろいろな高校あるよと、そういうのをいろいろ探して、本人はいろいろな形で外に出すのが一番だなと僕は思うと、その親御さんに伝えました。

すると親御さん、すぐにネットを開いて見たところ、ありました、ありましたと、北海道にも幾つかあります。帯広にもあります。先ほど言ったカウンセラーも近いところでは帯広、北見にありますということで、自分自ら北見のカウンセラーに子供連れて行ってといたら、そのカウンセラーの方も最後に言ったのは、やはり子供が一番ですよ。頭ごなしに怒るのではなくて、子供が一步でも前に出るような形で、親御さんと皆さんで支えて、こういういろいろな形もあるからということを探索してくれたそうです。やはり私もそう思いました。これから義務教育の課程を終えて、高校へ行くわけですから、いろいろな形でいろいろな高校へ行って、自分のこれからの将来を決めてほしいなという思いで、私もそれを提案してみました。

親御さんのほうも熱心に、そういう形で考えてくれておりました。局長と中学校へ行った段階で、子供たちからいろいろな質問を受けて時間いっぱいいっぱい、子供たちと受け答えをさせていただきました。子ども議会の中で、ああいう立派な姿を見たとき、本当にたくましいなという思いもしました。私は、子供たちはこの町の財産です。この町を託す、将来ある子供たちです。本当に毎日笑顔で伸び伸びと小学校・中学校に通って、将来に向けて旅立ってほしいなと思っております。だからこそ、このような不

登校が決して起こらないように、家庭・親、そして教育委員会・学校、学校の運営者、校長先生・教頭先生等といろいろな形で模索をしながら、陸別小学校・中学校、小中一貫教育だよということに走っております。だからこそみんなで手をつないだような中で義務教育をこれから進めていって、1人の子供も出さないと強い気持ちで、教育長には頑張ってもらいたいと思って、私の一般質問を終わります。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 今、議員からいろいろお話がありました。子供たちに対する思いというのは、私も議員と全く同様であります。今、小学校・中学校、小中一貫に義務教育ということでありましてけれども、高校もいろいろな形があります。今、通信制の高校もあるということでありまして、なかなかその集団行動等がなじめないという子供についても、自分のちょうどいい合わせた時間で学べるというような環境も整っているということになりますので、それらも専門性のあるスクールカウンセラーの先生の指導助言もいただきながら、何が子供のためになるのかということを最優先に考えていかなければならないかなというふうに思っております。

現在、学校では不登校だけではなく、いじめやネットトラブル、SNS、テレビゲームへの依存など、様々な課題が見られます。学校全体で、そして家庭・地域が一丸となって未然防止、早期発見、早期解決に取り組む細やかな対応が今後必要だというふうに考えています。これからも多様な子供たちを誰一人残すことなく、その可能性を引き出す学びの充実に向けた教育環境の向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） それでは、午前中、あるいは先ほどの陸別の実情などを辛辣な質問をしていた中での続いて私が質問していくのは、何かあまり大したことはないのかなと思うような感じもしないわけではないのですが、私は改めて通告しておりますので、町長の前進ある形でお答えを願いたいと思っております。そういった意味で、通告しているのは大枠でいけば一つなのです。簡単に言えば、陸別に安心して住み続けるための施策をするためには、七つまでありますけれども、これ全て関連した標題の中でございますので、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

一番先の安心して住めるのには、防災行政無線受信機の設置についてということなのですが、これは総務省でも防災無線について補助金も出しております。そういっ

たものの中で、十勝の町村でいけば1市8町村が防災の無線というか、無線の中には2番目のほうにあるような形なのですけれども、当町は移動型がないということで、これをすることによって住民の人たちが、10月のときも隣国からミサイルが飛んできた、Jアラートが最初は何を言っているのか分からなくて、テレビをつけると、そういうものだ。当町には愛の鐘があって話したけれども、結局、どういうわけかハウリングしたりして、何かを言っているのですけれども、家の中にいたら聞こえないと、そういった情報のものがある中で、やっぱり個別的にあったほうがいいのではないかと。

先ほども言ったように、近年、天災・大雨、あるいは今考えられております大地震、あるいは十勝岳の火山の活火山、今回ハワイで起きているとか、いわゆる火山災害も人間の一生の100年の間にといいこと、自然の場合は何千年の間にどうのということですから、それが今日起きるかもしれない、100年後に起きるか分からない。しかし、生きている人たちはたまたま当たったということになって、災害が起きないようにするためには、住んでいる住民に行政としては通知をするという、そして少しでも犠牲を食い止めたり、あるいは生命を守るという姿勢を、もちろん最後は自分の命は自分で守らなければならないけれども、できるだけ情報を与えていくというそういう姿勢の中では、こういうものが必要ではないかという意味で、私、①でやったのです。そういった意味で、置くのであれば各戸別、あるいは事業所、それからこういう行政の役場とか各施設、そういったものに置くことによって、たまたまそこに来ていた人たちが緊急通報なのだと分かるような、そういう形をとっていったほうが良いと。

先ほども言ったように十勝だけで見ますと、1市8町村がこれに取り組んでいるという形なのですけれども、当町としては、このことについてはどういうふうな計画でいることをお答え願います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町におきましては、同報系、これは固定通信系とも言うようであります。防災行政無線の愛の鐘が平成28年度から令和2年度までの5年間で、既存施設を更新する整備が完了しまして、今年度は移動系の車両等に搭載する無線の伝搬調査を実施しているところであります。

この防災行政無線・愛の鐘は、放送聴取のカバー率が人口比で約8割となっております。御承知のとおり、陸別町は山間地でもあって、電波の伝搬エリアが不安定な地理条件であるため、仮に戸別受信機を設置しても、現状では全ての世帯において受信ができるわけではありません。また、戸別受信機の設置につきましては、平成30年の調査で約1億3,500万円ほどの多額の費用がかかることが想定されておまして、以前の他の議員の一般質問でもお答えしましたが、今のところ設置する考えは持っておりません。

しかしながら、避難所等への設置につきましては、各施設の設備の体制を整えることと合わせて、検討することは有用なことと、議員おっしゃることと同じようなことを

思っているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） このことについては、今、過去にそういう質問があったというか、そういうことも記憶してないわけでもないのですけれども、いずれにしても時代に即応して先ほども言ったように、1か月の間に何発もミサイル打ってくるような国があると、これは私にとったら非常に残念というか、日本の第二次世界大戦と言われる中で、人間が人間同士殺し合うことはもうやめようと。そういった中で日本にも憲法9条をつくったのにかかわらず、戦争ですね、戦争というのはあくまでも人間同士が殺し合うと、物も破壊するというそういう実態が起きているという中では、少しでもこれを設置したからといって犠牲がなくなるわけでないし、戦争をしたがっている人間を抑止するわけではないけれども、やっぱり住民の人たちが少しでも、一刻も早くそういうことの情報を知ることによって、生命・財産を守ることができるのではないかということで、これは時代とともに昔のような通達の方法が町内会を通じて自治会長が話すような時代ではなく、今のデジタルというか、そういう時代の中で少しでも1分でも1秒でも早く情報を知り得る、そういうものの機器をそろえたほうがいいと。

今、町長がお金のお話もしましたけれども、基本的にはほかの町村ではいわゆる貸付けをするけれども、無料ということでやっております。そういった意味で、お金のかかることではあります。そして不感地帯というのですか、電波届かない場所があるということも、それも工夫によっては戸別にアンテナを立てなければならない、そういったものがあります。もちろん基地局にもお金がかかると、そういったお金のかかることですが、命はお金に換えられないそういう状況の中でこういう状態で、そして少しでもそういうことをすることによって、不安なく陸別に住み続けられる、そういった形がとれることが私にはいいのではないかということで、もう一度、このやり方について、③にも言っておりますけれども、そういったことを対応しながらしていくことがいいのではないかなと思うのですけれども、その辺の今後の対策というか、取組についてしないということではなくて、検討・研究そういう調査もするという必要はあるのだと思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） これからも引き続き調査をしていきたいと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういうことで調査をすることとして、国もコロナの中でいろいろな交付金、対策費、緊急交付金なんか出ている中なのですけれども、こういう防災に関しても近年の東北沖の地震から国もお金を出すというか、対策をとれということで来ておりますので、そういった意味で財政面では別に、多分、全額は総務省から、国からは来ないと思うけれども、そういう手続等についてやる気・本気出せば、お金を獲得

できることがあるのですけれども、そういうことをしないでいると、いつまでたってもそういうものの完備ができないと。

そういう意味もありますので、②にありますように、先ほどから話しました同報系、あるいは移動系というのがあるのですけれども、これらを連結することによって、なお一層住民に情報を周知させられるし、はっきりできると思うのですけれども、この辺についての行政情報を同時にできるような形を取ることが必要だと思うのですけれども、今の町長の話では8割方、愛の鐘で知らせることができるというのですけれども、實際上愛の鐘で流されても混線するというのですか、右と左から聞こえてきてよく分からないということがあると、今、言ったようなことが必要だと思うのですけれども、この辺についての解消の仕方はどういうふうに考えていますか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、同報系と移動系の連結についてで、そこら辺も考えられますが、同報系は通称愛の鐘として野外スピーカーを通じて、広く町民に通信するものでありますが、移動系は役場とトラックや除雪機などの建設車両等との間で通信を行うものということになっています。それぞれに別々の周波数台を使っております、これらを連結して一斉に配信することは、基本的にできないということになっております。

議員おっしゃられることも十分分かりますので、そこら辺、先ほども言ったように、もっと深く調査していきたいと、研究していきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 私も詳しくこういう電波関係は分かりませんが、同じ周波数ではなくて、各受信機によって違うから、同時に流してもちゃんと受信のほうで選別しながら行くと思うので、混雑というか、混線しないと思うので、さっきの答えは当たっていないような気がしますので、その辺は私もど素人ですけれども、多分大丈夫だと私は思っています。

そういった意味で、これをするによって遠く、今現在も愛の鐘ある中で、うちらは上斗満にある放送のスピーカーなのですけれども、鳴っているなというのと、気候によって全然聞こえなかったり、聞こえたりするという、それも聞こえていても音だけで何を言っているか分からないという状況の中で、こういう個別的なものを入れたらいいのではないかと。そして各町村で取り組んでいる中で、私は、進めてもらうことを前提に話すわけなのですけれども、いわゆる何でもそうですけれども、個人の捉え方というのがあります。こういうものは要らないよというのものもあるし、ぜひ欲しいという、そういう希望というのですか、いわゆる調査という中で、町民がどれほど望んでいるか望んでいないかも、私は調査する必要があると思うのですけれども、そういう町民の、もちろん事業所の方も含めてアンケートというのですか、調査をする必要があると思っています。その中でまた、先ほど言った調査に取り組むという中の一つのメニューにしてほ

しいと思うのですけれども、そういう点についてはどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町民の希望・ニーズにつきましては、それが一番の基本だとは思っています。過去にそこら辺やったことがあるか等々含めまして、そこら辺も調べていきたいというふうに思っています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） いずれにしましてもこういうものについては、先ほども言ったけれども、余計なこと関係ないのだけれども、捉え方というのは二通りありますから、結局、当町のようにお年寄りが多いという中では家の中にいて、今の家というのは公住も含めて気密性があります。そういった意味で、愛の鐘だけの情報では捉えられないという点から、私、これも取上げているわけなので、その辺はあくまでも町民というか、住民のニーズというのですか、そういうものを調査した上で鋭意努力しながら、もしニーズがたくさんあれば取り組むという姿勢をひとつ貫いてほしいと思います。あとはくどくなりますので言いませんけれども、そういう形も一つの調査として取り組んでほしいと思います。

それから、先ほどお金の問題も話されましたけれども、③に行きますけれども、総務省では防犯の関係でやる場合にはお金を出しますよと。どれぐらい出すか、資料いろいろ見ているのですけれども、各町村の条例を見ていると、補助金が何ぼ来ているというのは出ていないで、とにかく入れることについての簡単に言えば借りた人は壊さないようにと、そういう条例の中ですけれども、金の流れはないのですけれども、先ほど言った1億円ということであれば、1億円が安いのか高いのかというのは、またこれも捉え方の問題なのですけれども、いずれにしましても基地局と不感地帯について、また、アンテナを立てるとかといろいろな面で、本体そのものは2万か3万円もしないようなことと聞いております。

そういった意味で、お金のかかることではありますけれども、どっちにしても単独でやるというのはまず無理ですので、いわゆる補助の申請から始まらなければならないと思うのですけれども、先ほど言った形でつける方向、住民の要望あればそういう申請というか、手続もしていくという考えで捉えてよろしいかどうか、その辺伺います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員、御提案のとおり、緊急に実施する防災・減災施策に要する経費が、これは特別交付税の対象ということになります。まず一つは、同報系の市町村防災行政無線の戸別受信機、二つ目はFM放送の自動起動ラジオ、三つはMCA陸上移動通信システムの屋内受信機、四つとして市町村デジタル移動通信システムの屋内受信機などと限られておりまして、今回、御提案の内容では同報系の市町村防災行政無線の戸別受信機のみが対象で、これは充当率が7割というふうに聞いております。

費用のほうですが、先ほど1億3,500万円というふうに私お話ししていました。戸

別の受信機は、1台、約6万円ぐらいだそうです。しかしながら、受信機分は内半分くらいですか、1億3,500万円の半分ぐらい、その7割が特交で対象になるということでもあります。

また、今年度におきましては、陸別町地域防災計画改定委託業務、陸別町デジタル防災行政無線、これは移動系伝搬調査委託業務、避難施設の修繕事業の一般財源について報告を行ったところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 私、今回、このことについて取上げるテーマについて、いわゆる町村名で言えば音更・幕別に親戚の人のところに行ったら、こういうものがあるわけなのですね。今、言ったように帯広、あるいは音更・幕別その近隣町村には、陸別からかなり親戚というか、知人がいると思うのです。それがそこの家に行ったときに、こんなものがあるの、陸別ないのと言われたときに、果たして地域格差だけでは済まされないような気がしたので今回取上げたのですけれども、いずれにしましても今の情報化時代の中で、いわゆる交流することによって陸別の不備のなさというのが目に見えてくると、陸別に住みたくないなみたいな感じになるようなきっかけになるのではないかなと思って、私は、こういうものを完備することによって、前段で安心して陸別に住み続けるためにはこういうものが必要だということで取上げたわけなので、その辺、標題のあるとおりに、他町村との格差がないように。近隣で言えば、足寄・本別もちゃんと完備しているし、池北池田もしているという中では陸別だけが遅れて、網走管内・北見管内だからいいのかなというわけにはいかないもので、その辺を考えると地域格差のないそういう体制で、陸別に安心して住み続けられるそういう条件の一つでもありますので、その辺と考えると、もう一度、町長の考えを伺います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員の御意見参考にして、これからも同じように調査いろいろしていきたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 何をするのでもお金がかかるし、それに取り組むためには、それなりの時間もかかると思うのです。そういった意味では、やっぱり町長をはじめスタッフというか、職員の皆さん方がそういう情報を得ながら鋭意取り組むということが第一だと思いますので、その辺でよろしくお願いします。

それでは、4番目の高齢者における緊急通報システムの実態はということですのですけれども、その実態と同時にどれぐらいの利用があって、どういう体制でいるのか、ちょっと伺います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問でございますが、令和4年度当初は16件、転出等で3台減少したものの、希望者本人や地域包括支援センター等からの設置依頼により、現在

の設置台数は20台ということになっております。

町民の皆さんへは年1回であります、町内回覧で周知しております。このほか民生委員協議会の会議の席上、地域包括支援センターから緊急通報システム設置事業について説明をさせていただき、設置が必要と思われる住民に関する情報提供をお願いしているところでもあります。

また、町の地域支援体制整備事業を委託している社会福祉協議会、介護や予防事業を必要とする高齢者に設置する機会が多いケアマネジャーが、地域包括支援センターと連携して緊急通報システムを必要とする高齢者等を把握して、戸別に利用案内を順次行っているということでございます。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） この通報システムそのものの進め方というのは、二通りあるはずなのですね。簡単に言えば、今、言った地域包括支援センターとかあるいは社協とか、また民生委員とか、そういう人たちのお年寄り、お年寄りだと思えるのですけれども、その人たちに結局、お宅を訪ねながら必要だとか、あるいは本人が希望していないから要らないとかという二通りありますけれども、いずれにしても先ほどの防災のラジオ、そういった通報でいても結局これは受け身のほうなのですから、最終的に避難してくださいって、どうすればいいのという形で通報システムで、私、動けないから頼みますというような連携になると思うので、通報システムは一体的なもので、そして本人はまだ元気だから、おれはいいよという人もいるかもしれないけれども、いわゆる福祉行政の一つとして促すと。地域に入っていく人は基本的にはお年寄り、独居とかそういうのは、当然、民生委員が把握していると思うのです。民生委員とともにタイアップして、こういうものの整備していくことが、より一層効果でないかと。私、今、聞いて20件しかないというのはちょっと不思議な気がする。

ある人に言われたのですけれども、私、急におかしくなったので、これをどういうふうに連絡したらいいのという言い方して、消防に電話してもいいのだよとか、そういうふうには言ったけれども、通報システムで電話もかけられないとか、ボタン一つ押せばつながるといふそういう仕組みをしていないと、さっき言った防災無線完備しても体制がとれないと思うのですけれども、そういった面と連携で十分必要な機材だと思うのですけれども、その辺について。これ実際上お金がかかのかなと、そこまで調べてなかったのですけれども、通報システム進めることによって多少の電気代はかかるのかなと思うけれども、その辺どんな体制なのですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） せっかくの御質問ですから、質問に答えているかどうかは別として参考に、この緊急通報システムはどんなふうになっているかなということでお話ししたいのですが、機能としてです。まず、救急ボタンというのがあります。ボタンを押すと、アルソックに通じると、アルソックはすぐに状況を確認して、必要となれば大至

急救急の要請をするということになっています。

また、火災ボタンについてですが、これはセンサーが感知しまして、これもアルソックに行って、すぐ消防に連絡するということです。

あとは人感センサー、これはお出かけボタンが押されていない状態で12時間経過したと。これは保健センターに、それを感知してメールで入電があるということでありま。センターで本人状況の確認して、すぐに電話や訪問で対応するというシステムになっております。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ちょっと間を置いてすみませんでした。

料金のほうなのですが、本人負担は通信料のみということになっています。あとは町で負担しているわけですが、電話を持っている人は4,796円、ない人は5,445円、これを町で負担しているということになります。一月です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 町長の答弁にもあったように、この機械をつけることによって、電話回線を利用してアルソックに行くという話なのですけれども、そういうワンクッション置くような形、ダイレクトに十勝の広域消防のほうに行くわけではないということになると、1回、間を置くような形だと思うのですけれども、それでもこの機械をつけることによって、緊急に対応してもらえるというふうに私は思っています。

もちろん無線ではないから、電話回線で行くということはダイレクトだと思うのですけれども、そういった意味と合わせるということは完備すると。先ほどちょっと答弁の中で、陸別では今まで16件通報があって、20台しかない中で16件ということは、かなりの頻度のような気がするのですね。（「16件は台数です」と発する声あり）20件は。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時29分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） すみません。聞き間違いしていて。

そういった意味でも、年寄りの人たちが不安のない陸別に安心して、また、町内から出ていった子供たちが陸別に置いていけないというような雰囲気にならないように、こういうものを完備するということが大事だと思っております。そういった意味で、本人の希望はもちろんなのですけれども、周りのサポート、いわゆる社会福祉協議会とか、あるいは今言った民生委員とか、保健センター等において、後からも質問していく中でなののですけれども、お年寄りの陸別のこういう小さい町でこそ漏れのないような体制をとる必要があると。これで何千人・何万人という町であればちょっと難しいかもしれま

せんけれども、当町においてはお年寄りの人たちが600人かな、そういうふうにいるという状態の中では、こういうものを完備することによって言い方おかしいかもしれませんが、外に出ていっているというか、陸別から出ていっている子供たちが安心して陸別でお任せできるし、住んでいてもいいよなというような一つの条件づくりとしても僕は必要だと思うので、その辺をもう一度考え直して取り組んでいってほしいと思います。

それでは⑤番目に入りたいと思うのですが、高齢者の急な体調不良の変化により避難救出などの手順体制、マニュアルという言い方するのですが、手順体制は構築できているのかと。これはやっぱり個々のお年寄りの人から、全てお年寄り、若い人で障害者もいるのですが、こういう体制の中で、お年寄りの人たちが独りで住んでいる場合には、家族もいない、周りも近所も遠いとか、近いとかということもあるけれども、こういう形の中で、あの人もし困ったときには、こういうルートでこういうふうに関急体制で救出できるような、避難できるようなという形がとれているのかどうか、その辺について伺います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 高齢者の急な体調変化による避難救出等につきましては、本人、また、家族による救急要請が基本であるというふうには考えております。しかしながら、独居高齢者について健康状態や心身の状況、日常生活に支障がある場合は、その一助として緊急通報措置を設置して、ワンプッシュで救急車の手配や火災の通報、人感センサーによる見守りを行っているところであります。

また、地域包括支援センターと関わりのある方や要介護認定を受けている介護保険の受給者については、緊急連絡用の電話番号をあらかじめお知らせして、地域包括支援センターの業務時間外であっても連絡が取れ、オンコール対応ができるように体制は整えられております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今まで質問している中で前段にも言ったように、安心して住み続けるまちづくりの形というのは、こういうふうな一つ一つ細かい面ではあるけれども、安心の一つの糧になると思うので、その辺について鋭意努力して取り組んでほしいと思います。

いずれにしても動けなくなる、高齢者というのは急に来る話がありますので、その辺は緊急で取れるように、私としては必要とあらば、もちろん先ほど言った体制、いわゆる民生委員とか、社協なり、ケアマネジャーとかそういうものも含めて取組を事前置かせてもらうというか、つけるということが必要だと思うので、取りこぼしのない形をしていってほしいと思います。

それから、このことについては、くどくなりますので質問続けませんが、いずれにしても標題にありますような安心して、また安心というのは本人もそうですけれど

も、町外に出ている親族の方、子供も含めて。もちろんそういう人たちが、陸別に住んでいても安心だよねとなることを構築していかないとだめなような気がしますので、その辺よろしくをお願いします。

それから、⑥なのですけれども、このことについては私これで3回目か4回目だと思うのですけれども、難聴者に対していわゆる補聴器を補助したらはという形で、あれからまだ十勝は1町村ぐらいだったのですけれども、今現在の中ではかなりの町村というのは、8町村か9町村ぐらい補聴器の助成を行っているという実態が出てきているので、その辺について当町も取り組んでいったらいいのではないかなと。

補聴器の場合は、言い方あれだけれども、ピンキリあるのですよね。そういった話の中で、高額なものは40万円も50万円もするという、それはそれで値段値のものもあるのですけれども、やっぱり通常的にいけば大体20万円前後であれば、そんなに問題は無いという話も聞いていますので、ほかの町村では、一気に質問していきますけれども、大体多くて5万円で、それも片耳というのもあれば両耳というか、片耳ずつ5万円なのか、あるいは両耳で5万円なのかという町村もありますけれども、いずれにしても町村が取り組んで3万円というところもあるけれども、5万円という町村もあります。

そういった意味で、この補聴器を整備することによって、先ほど言ったのと話がつながるのですけれども、何ぼ防災無線でラジオが鳴っていても、難聴であれば聞こえないという形になるので、少しでも聞こえのいい形をとることによって、迅速に、そして聞こえれば自分がどうしたらいいかといったら、緊急通報で救出というか、ヘルプを頼むというそういう形が必要につながってくると思うので、この辺についてのほかの町村が取り組んでいるという実例の中でどういうふうに、今回も何回もしたということですが、そういう面について陸別としてはどういう体制でいますか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 以前にも議員おっしゃるように同一の御質問があり、もしかしたら当時と同じような答えになるかもしれませんが、音が聞きにくくなった方が補聴器をつけることで症状が改善、また、快適な日常生活を送るには専門の医療機関をまず受診し、確かな検査とデータに基づき、その方の聴覚の障がいにあった器具を装着すべきではないかと、基本的にはそのように思っています。その際に、聴覚障がいによる身体障害者手帳を取得すれば国の支援が受けられ、所得に応じた負担となりますが、少ない負担で補聴器を所持することができますので、ぜひその手続を取っていただきたいというふうには思っております。

他の町村でも同様の御質問がありまして、今のところ情報収集や調査・研究に言及するところが多く、医療機関を受診して必要性があると医師が証明した場合に限り、補助するということもあるようであります。当町において、他町村からの情報収集や調査・研究に努めたいと、そのように考えております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） ほかの町村でやっているからやれと強く言いたい、先ほど言った緊急通報にしても防災無線にしても。でも補聴器に、私のほうにある資料では、十勝では4町村かな、5町村あります。私が前に質問したときは1町村ぐらいだったような気がするのですけれども、各自治体で住民の健康は守ると。健康を守るというのは、いわゆるお年寄りの人たちが難聴になるとダイレクトではないけれども、痴呆症につながると、アルツハイマーとかそういう病気もあるけれども、やっぱり行動範囲が段々狭くなって、人との対話もおっくうになるし、人との付き合いもできなくなるとなれば、ますますそこに閉じ籠もってしまうという形でいけば、健康な人でも認知になりやすいということは医者でも言われておりますので、軽めに補聴をつけることによって、少しでも活発な生活が送れるという条件になるということで、だから軽いからいいとかではなくて、難聴が始まると同時に、もちろんお医者さんの診断で難聴かどうか、いわゆる弱い難聴なのかということ診断されたうちに、こういうものを使うことがいいということをおし上げたいので、陸別においてだんだん、先ほど不登校という子供たちの話もありましたけれども、お年寄りがひきこもりという、そういう形態にならないようにするためには、こういうものが必要でないかと思うのですけれども、その辺、一つずつ解決する上ではお医者さんの診断、それからひどくなれば障害手帳をもらって供給を受けるという方法もありますけれども、少しでも聞こえが悪いと本人が申告することが前提なのかもしれませんけれども、早目に取り組むことが大事だよというのは、今、高齢化社会の中におけるドクターの考えでありますので、その辺についての調査と、調査というのは本人が難聴なのかどうかも含めて聞こえが悪くなってきてというの、希望も含めてアンケートみたいのを取ってみる必要があると思うのですけれども、その辺どうですか。

議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、難聴は認知症になりやすいということですが、これは確かに国際アルツハイマー病の会議におきましても、難聴は認知症の危険因子であると、そのように指摘がなされています。難聴となることで他者との交流する場や機会をなくすことで、認知症になりやすくなるというケースもあるということがあります。当町における難聴患者の動向を確認したところ、難聴があっても自分の場に適した交流の場を見つけられた方、集音器や筆談、話し方の工夫で会話が成り立つ方もいらっしゃるということでもありますので、難聴でお困りの際は、まずは地域包括支援センターに御相談いただくことも対応の一つだと考えております。

基本的にやっぱり大事なことというのは、難聴の程度がどのようなものなのかという、それは医師を通して必要なデータに基づいての補聴器対応というか、それが大事だと思っていますので、そういったものに対して少しでも町側でも協力していけるというのが、一番大事なことでないのかなと、そのように考えているところであります。

まず、議員おっしゃるように、近隣でなん町か増えてきているということでございま

すので、そこら辺もいろいろ調査をしていきたいというふうに考えております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 最終的には専門医、耳鼻科というのですか、診断の上のことだと思えるのですけれども、特定健診の中のメニューには入っていませんね。前は目がなかったけれども、今は緑内障とか目の診断も特定健診のメニューになっているのですけれども、難聴の場合というか、耳の聞き取りの調査とかそういう診断は、メニューに入っていないですよ。入っている、そうなのですか。實際上、来た人はそういうレベルというのですか、何デシベル以上というか、そういったものについてきちっとしてもらえるということでもいいのですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） たしか私の記憶が定かであれば、特定健診に聴力の検査はあると思いますが、そこで判断下されても、専門医に行ってくださいということで、改めて別な専門医に行く必要があるというふうに理解しています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そうしたら、そういう一つのカテゴリーをつくっておいて、そして高齢者の場合は特定健診で一応コーションというか、注意というのかい、そうならば専門医に行ってくださいという流れは、きちっとお年寄りも言ってみないと。そのお年寄りが難聴だったら、何を言われているか分からないのもあると思うのですけれども、そんなことはないと思うのですけれども、取り組んでいってほしいと思います。今は実際それであれば、あることをなお充実してほしいと思います。

そういった意味で、今、一連の陸別の安心して住み続けるための一つずつの要因だと思いますので、鋭意努力してほしいと思います。私も残されたあと15分以内に、次の質問に移りたいと思います。

それでは出されている7番目なのですけれども、ゼロカーボンシティ宣言の取組はということなのですけれども、こういう標題ですけれども、先ほどの同僚議員がゼロカーボンのいわゆるCO₂の削減、2050年、これは京都議定書の中で全世界的に取り組んできた事項であります。2050年にはゼロにすると、そういった意味で今、国なんかある地球規模で環境汚染の関係でCO₂があるという形で、少しでも減らして簡単に言えば、地球で火山は別としても自然災害は全て温暖化による影響だと言われております。

そういった中で簡単に言えば、今、南極や北極の氷が解けることによって、海拔の低いところはどんどんいわゆる国土というのか、大陸が海の中に入っていくというそういう事態の中で、少しでも食い止めようというのが全世界の共通した認識であります。そのためにはCO₂を削減すると、そういった意味で先ほどの議員もいろいろ質問していたと思うのですけれども、その辺の取組について。早い話が、当町もゼロカーボンシティ宣言をきちっとする必要があると思いますけれども、その辺についての町長の考えどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）　ゼロカーボンシティ宣言とは、議員おっしゃるように2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることに取り組むと、表明することであり、今年11月末までに全国で804の自治体が宣言を行っております。陸別町においても太陽光発電や、バイオガスパラントによる再生可能エネルギーの利活用が進んでおりますし、地球温暖化対策やSDGsといった国際社会における脱炭素運動に参加していく考えでおります。

現在、ゼロカーボンシティ宣言に向けて、担当部署において素案を作成中であり、今年度中の宣言を目指します。また、地球温暖化対策推進法による地方公共団体実行計画について、町全体の目標設定に向けて検討を始めたいと、そのように考えております。

実行計画では、より具体的な脱炭素の取組について、住民アンケートなども踏まえながら実現可能な目標を定めていくこととなります。生ごみや木質バイオマスの利用についても、その中で議論していきたいと思っておりますし、森林の二酸化炭素吸収減対策など問題は多岐にわたるものでありますので、時間をかけてしっかりと行っていきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君）　4番谷議員。

○4番（谷 郁司君）　私の聞き間違いではないと思うのですが、今年中にゼロカーボンシティ宣言の内部で取り組んでいるということによろしいのですよね。それは今回、私、質問するきっかけになったのは、十勝のいわゆるマスコミを通じて得たのですけれども、公共施設の脱炭素化後押しということで、これは総務省で出されてきております。ということは、本腰を入れて国も脱炭素に取り組む、そういう自治体には援助をしますよと、支援するよということの裏づけだと思っておりますね。そういった面で、今、町長が、そういうものについて遅ればせながらではなく、率先してね、十勝では2町村、上士幌と足寄かな、シティー宣言しているので、それに遅れないように取り組んでくれることを切にお願いします。そういう取組をしているということについて、私としては非常にうれしいことでもありますので、これをシティー宣言することによって、いろいろな脱炭素に向けての形の事業というのはいっぱいあります。この中で、これをネットで取り寄せたのですけれども、こんな分厚い中での形がありますので、その中にはいろいろなメニューあります。

というのは当町にとってこれは、これからもほかの町村もあると思うのですけれども、公共施設の老朽化に伴う施設の建て替えとか、あるいはそれに対するエネルギー、今回、私は総務常任委員会も伊達市までプールを見に行き、あそこでもゼロカーボンシティを目指すためにバイオマスを使っていると。化石燃料を使わないでプールの水を暖めると、そういう方法なのか、どんどんとられる、それに対して補助金というか、交付金が多分出てくると思っています。

そういった意味で当町がプールに取り組む上においても、ゼロカーボンシティの宣言をしていることによって、補助金の回りがいいのではないかなと思うのですけれども、

そういったことと併せて、陸別における先ほどの議員も言っていましたように、バイオマスの形についても積極的に進めることによって、全世界の脱炭素に貢献するというそういう姿勢が見受けられると、いろいろな形で支援してくれると思うので、その辺は早急に取り組むように。そしてそれと同時に、陸別でしなければならない具体的なメニューというのは、優秀な職員の中での話を十分煮詰めながら上げて行ってほしいと思うのですけれども、そういう体制についてとってもらいたいのですけれども、どうですか、その辺は。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お聞きになったのは間違っておりませんので、ゼロカーボンシティ宣言は、今年度中に宣言するという事は間違いございません。

そして議員おっしゃるように、たくさんメニューがあって、基本的には町だけでできるものではないので、町民の皆さん全員、また企業、そして各団体機関等々、全ての陸別に住まわれている方々の協力をいただかなければできませんので、そこら辺のメニューも含めて、これからどんどん進んでいくようになると、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 私が通告して、お聞きしたい点について7まで行ったのですけれども、いずれにしても標題にあるように、陸別に安心して住み続けられる施策については、必ずしも私が質問しただけの問題ではないと思うのですね。もちろん基幹産業である農業、あるいは林業、それから福祉で今回法人の建て替えとか、そういった形の中でいろいろなことを整備することが、一つずつ取り組むことによって標題にある安心して陸別に住み続けられると。また、SDGsとかそういう問題がある中で鋭意努力していかないと、陸別というのは過去にあったようなみたいにならないように、積極的にまちづくりをしていくことが住民が安心して、また子供たちが、ある程度僕は少なくとも定年退職して仕事をやめた方が陸別に住み続けてくれるようなそういう形を望んでいますので、こういうことと、今言ったような産業の面を積極的に取り組むということが、安心のまちづくりになると思うのですけれども、そういうことについて私は本当に言いたいのは、これだけのことではないと、安心するためにそういう施策について、町長、何か思うところあれば答えて欲しいのです。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるとおりであると思っていますし、脱炭素化等々、これは全世界的に取り組まなければならないことであります。これをやらなければ未来の町はないというような覚悟で推し進めていきたいと思っておりますので、皆様方の御協力もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 終わるのですけれども、あえて今の重複しないように終わら

いと思いますので、いずれにしてもそういう姿勢で町政を取り組むことが大事だと思いますので、いろいろ難儀なことはいっぱいあると思うのですけれども、お金の問題もあるし、そういったことで何せ取り組まないと前へ進まないの、取り組む姿勢でやってほしいと思います。そういうことを強く申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 3時10分まで休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問続けます。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、今日は、私が今年気になったことを六つ質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、陸別町地球温暖化対策実行計画についてですけれども、先ほどの議員のときに町長が、ゼロカーボン宣言を今年中にするという力強い答弁をお聞きしましたので、私は、それについて少しお話ししていこうと思います。

北海道、今現在179市町村のうち77市町村がゼロカーボンをしていまして、今年、陸別町もその仲間入りをするのかと思います、とても心強く思いました。本町は、今までも再生エネルギーの促進、SDGsにはとても積極的に行ってきたと思っています。もう習慣になっていて気づかないかもしれませんが、本町のごみの分別は、まさにSDGsの名立たるもので、こんなに細かく分別して資源としている町はきっとありません。これらをきちんと再生して、次の資源になっていることと思っています。そして太陽光発電導入補助金は、10年前より策定されていますし、このたびの家畜ふん尿バイオガスプラントにも、とても期待するところでございます。

ところが、このバイオガスプラントには多額な設備が必要なことと、酪農家しか直接使用しないことで、本来の目的が町民の方に理解されず、マイナスなイメージを持っている方が多くいるのではないかと考えております。このピンポイントで見ると、こんなにお金がかかって一体何になるのだ、町民にメリットがないのではないかと思われています。確かに、このことに目に見えるメリットは今はないかもしれませんが、再生エネルギーの活用は、私たちが住んでいる環境、地球を守るため、そして子供、その孫、これからの未来を生きる人たちのために、今、世界全体という大きなくくりの中、早急に取り組まなければいけないことです。

この取組がなぜ今、陸別にバイオが必要なのか、持続可能なまちづくりとは何なのかを町民に理解してもらうような活動が必要だと思います。意識の高い実行計画を立てることと、漠然としないために数値目標をしっかりと立てること、家庭の中でも削減が分かるように、家庭版の削減方法などの周知も必要だと思っています。そして町民一丸と

なって取り組んで、理解を深めてもらうために講演会やワークショップを開催し、大人から子供たちにも、この考えを浸透させることが大事だと思っております。

町長は、先ほどこのゼロカーボンシティ宣言に取り組むということでしたけれども、町民理解については、どのように考えているかお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 地球温暖化対策推進法による地方公共団体実行計画につきましては、平成22年に策定し、令和4年4月には改定版となる陸別町地球温暖化対策実行計画、これを策定しております。

この事務事業編は、地方公共団体の事務事業について、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策の推進を図ることを目的としております。計画では、令和8年度において、基準年度となる令和2年度と比較して、二酸化炭素の排出量を約9.8%削減することとしております。燃料や電力の使用量を減らす、あるいはごみの削減といった地道な取組が求められておりますが、一步一步進めていきたいと、そのように考えております。

また、この事務事業編とは別に、行政区域内の住民・事業者を対象に、町全体の目標を定める区域政策編がありまして、こちらは作成が努力義務となっており、当町ではまだ作成しておりませんが、今後、策定に向けて検討を始めたいと思います。

町内における温室効果ガスの排出削減、また温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化の取組を定めるものですので、策定に当たっては広く町民の皆さんの御意見をお聞きしたいと思っておりますし、非常に多くの内容がありますから、時間をかけてしっかりとつくり上げていきたいと考えております。

また、先ほどの議員にも申し上げましたが、この計画に先駆けてこれは令和4年度中、今年中でなくて令和4年度中に、ゼロカーボンシティ宣言を行いたいと考えております。この宣言は2050年までに、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすると表明して、皆さんにお知らせすることでありまして、現在、全国で804の自治体が宣言をされており、陸別町も脱炭素運動に取り組んでいきます。町の未来のために、この取組を町民の皆さんと一緒に、確実に・着実に進めていきたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 本当に町民の方、町全体でゼロカーボンを進めていく必要があると思います。なかなか見えにくい脱炭素ですが、これを町全体の取組として、この事業を見える化するとか、デザインしてストーリー化していくことがとても大事だと思っております。子供たちにワークショップなどを開くとか、イベントなどで今プラスチックがすごく使われていますけれども、今年行ったイベントなどは皆さん紙を使ったり、いろいろ工夫しておりました。確かに売店のほう、出店者から見れば紙容器はかなり高く、コストがかかってしまうのですけれども、その辺も町として助成す

るなりして、町全体での機運を高めてほしいと思っております。

そして今回事務関係ですか、政策策定するのに、ほかの町では専門的な課を新たに立ち上げているところとかもありました。そして、この推進事業には推進プロジェクトチームといいますか、そういうのも町の有志の人に集まって立ち上げているところもありますけれども、こういうのを20代・30代の若い人たちにどんどん進めてもらって、いろいろな意見を出してもらおうということで、これからのまちづくりの10年後の陸別を、真剣に若い人たちに考えてもらうきっかけになると思っていますので、ぜひ若い人の力も借りながら進めていただきたいと思っております。

バイオ、これが陸別の町民にとって、とてもいい利益にかなうようないずれバイオのできた電力をビジネスに変えていく、そしてマイクログリッドですか、それを構築して停電のないまちづくり、そこを目指すとか、高い目標を持っていていただきたいと思っています。今は無理かなと思うことも10年計画して努力すれば、きっと実現すると思っておりますので、改めて町長の熱い決意をもう一度お聞かせください。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほど、議員のお話の中にイベント等についてもエコイベントですか、そこら辺もとても大事なことだと思います。コロナでしばらくイベントもなく、寂しい思いをしていましたが、エコイベント、せっかくですから皆さんの前でお話ししておこうと思うのですが、イベントはその地域のにぎわいの創出でありまして、人々の普及啓発、またPRなどに様々な効果がある一方で、エネルギーや資源の消費、議員おっしゃるように紙の再生にもつながる。また、ごみの発生などにより環境に負荷を与える側面があると。

そういうことで、陸別町としましても早くからイベントについては、エコイベントについては各実行委員会の皆さんに協力を依頼しております。環境に配慮したイベント、これは意識づけをしっかりと、できることからしっかりと進めていきたいと思っていますし、あとバイオガспラントに関しても議員おっしゃるように、陸別に必然でなくてはならないものだと、私、思っています、いろいろなこれから可能性も議員おっしゃるように出てくるでしょうし、そこら辺いろいろ触覚を出していきながら、関係する農業者の皆さんだけでなく、町民の皆さんにもたくさん発信して協力いただき、また理解していただけるように一生懸命頑張っていきたいと、そのように思っているところであります。

それと、ここら辺を進めていくに、ゼロカーボンや何かを進めていくことにおきまして、議員おっしゃるように、私どももいろいろ調べたら、やっぱり専門の人員が必要だということが発生してくると思いますし、専門の課をつくっている町村もあります。そこら辺も含めて、これから進めて、必要であればそういうこともやっぱり実施していく必要があるのかなというふうには理解しているところです。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 今後、ゼロカーボン宣言に向けて努力していただきたいと思います。それと一つだけ、この事業について、推進を進めるあまり地域のトラブルになっている例もたくさんありまして、ニュースでもありましたけれども、太陽光の乱立、その辺はゾーン化するとか、陸別のこの場所はいいけれども、町中はだめだとか、そういうゾーン化をちゃんと条例化するのも必要だと思っておりますので、その辺を含めて考えていただきたいと思います。思っております。

それでは次に、新型コロナ感染拡大に対応した町民サービスをとということで、新型コロナウイルスはいまだに猛威を振るっております。本町の感染者も人数は把握できませんけれども、昨日の説明を聞くと、本町でのこの3年間で一番感染者が多い状況だそうです。9月26日からウィズコロナの新しい段階への移行により、全数把握の見直しや療養の在り方が変わりました。症状があっても受診を希望しない人は、相談センターに電話をして抗体キッドを送ってもらい、自分で確認するようになっています。

例えば、普通の健康な人が発熱の症状が出た場合、その日1日は様子を見ると思います。次の日になってよくなかなかたり、悪化したときに初めてコロナかなと思い、相談センターに電話するかなと、私は思います。そして電話をして、多分次の日、その2日後ぐらいにキットが届くと思うのです。そうすると、そこで発症から検査までに4日かかってしまうことになります。本町の診療所でも検査してくれますが、最近、罹患した方の話を聞くと、検査のキットを使って自分で検査をしたという人が多いようです。このような体制の中で家族や職場の人たちが、不安に少しでも早く対応できるように町で検査キットを購入して、希望する人に速やかに届ける仕組みをつくっていただきたいと思います。思っております。

また、コロナは普通の風邪のように、風邪気味だな、喉が痛いなど思って少しずつ悪化するのではなく、突然発熱や喉の痛みが出てしまいます。症状が出たら買物にも行けなくなるので、買物の代行サービスを1人1回に限りでもいいと思いますので、行っていただけたらとても助かるのですけれども、このような取組を進めていく考えがないか、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御承知のこととは思いますが、65歳以上の方や妊婦さん、また特定疾患お持ちの方などにつきましては、新型コロナ感染症の陽性者登録にあたって、医師の確定診断が必要でありまして、また医師から保健所に対して発生届を提出しなければならないことになっております。

したがって、これらの方々については、医療機関の受診が必要であり、診療所においては発熱外来で対応させていただいております。一方、年齢の若い軽症の方については医療への負荷軽減のため、自身の健康管理による自宅療養が求められていることから、発熱外来への受診を希望する患者に対しては、基本的に御自身で検査を行い、陽性反応が出た場合、北海道に陽性者登録を行うよう協力を求めています。

北海道では、現に発熱等の症状がある方の検査機会を確保するため、希望する有症状者に、検査キットが無料で配付されているのは御承知のとおりであります。北海道の検査キットが配付されるまでに時間を要していることは、議員おっしゃるとおり、私どもも承知しております。陸別では、いわゆる医療用の抗原検査キットが、町内薬局で取り扱われておりまして、入手困難な状況ではないこと。また、診療所においても発熱外来など、一定の診療体制を整えていることから、現時点では町として町民の皆様は抗原検査キットを配付するという考えは、今のところ持ち合わせてはおりません。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今の説明、町長の答弁にありましたように、このことについては、今、考えてはいないということですが、実はこの取組を今回題材に上げたのは、このことを行っている町の様子がニュースで流れたのです。それで町民の方から、こういうのをやってほしいという話を何人かから受けまして、今回提案させていただきました。

この後に冬になるにつれ、風邪やインフルエンザもはやってくると思います。病院にかかる前の1段階目の検査として自分で検査して、申請できたらいいかなと思って提案させていただきました。陸別町の薬局で買えるということですので、今回は自分で買って検査してもらうということで、町ではやらないということで納得いたしました。

それでは、次の3番目の質問に行きたいと思います。

保育所の1歳6か月の入所条件についてですが、私、何回も保育所の入所条件については続けて、シリーズ化もしていますけれども、質疑がこれが最後になるといながら、今回もさせていただきます。

今年の4月からうれしいことに、1歳6か月からの受入れが始まりました。2歳から1歳6か月に年齢を引下げるのに、大変な準備と保育士さんの苦労があったと思っております。国の基準に沿うためには、保育士や補助職員の確保ももちろんですし、いつときも目を離せない現場の緊張もあることだと思います。保護者の方から聞くところ、本町の保育所はとても評判よくて、皆さんが、子供たちも楽しく通っているということです。私も子供が小さいときは、とても恵まれている保育所だなど、いつも感謝しておりました。そしてここが、子供たちの社会への入り口となり、小学校・中学校と陸別の子供たちは素直でいいねと、赴任してきた学校の先生からよく言われます。保育所での環境が、子供たちの人格形成に大きな役割をしていると、保育士さんには本当に感謝するところでございます。

それでは本題に入りますが、今年の入所資格は1歳6か月に関しては、基準日の令和4年4月1日に1歳6か月を過ぎていることと、令和3年4月1日までに生まれた子供です。ということは、例えば令和3年4月10日に生まれた子供は、翌年の令和4年10月10日で1歳6か月になりますが、しかし、この時点では入所ができなくて、翌年の募集の令和5年4月からの入所になります。この時点で、この子供の月齢は23か月

です。もう一つ、9月生まれの令和3年9月に生まれた子供では、令和4年の9月で1歳、そして令和5年の新年度の4月にはちょうど1歳6か月を過ぎていて、入所することができます。このときの月齢は18か月、1歳6か月です。

この二つの例の子供は、学年では同級生になるので、問題はないように思いますが、これが通常の3歳児保育や学校の入学なら簡単に理解はできますが、今回の年齢引下げに関しては、保護者の就労支援が目的としているため、入所資格に月齢の違いが出てくるのは、もう1度、考えていく必要があるのではないかと考えております。今まで2歳児の入所に関しては、2歳の誕生日を迎える翌月となっていて、学年は違っていても皆さん同じ条件の月齢25か月から入所できていました。今年の4月に1歳6か月を過ぎて入所した子は、9月になるともう全員が2歳を過ぎていて、今は1歳児はいないということです。受入れが1歳6か月になったけれども、入所できる子供は生まれた月によって変わってくるというのも、ちょっと変ではないかという保護者の意見も聞いております。

先ほども言いましたが、未満児の保育については、保護者の就労支援の一環でございますので、今後、受入れを月齢に変えていく考えはございませんでしょうか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まずは、現状について報告させていただきたいと思います。

令和3年度に保育室の改修を行いまして、今年度から1歳児クラスひよこ組として、1歳6か月児の保育を開始したところであります。12月1日現在、8名が在籍しております。保育従事者の人員配置基準は、おおむね6人に1人とされており、3名を配置しております。1名ないし2名が保育室に常駐し、安全面に配慮しています。

以前にも同様の御質問があり、お答えしていたのではないかとと思いますが、議員御質問の内容は、入所基準となる保育年齢の考え方に関することであります。北海道が定める認可外保育所指導監督基準では、厚生省令第63号の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条の第2項に規定する数、これは保育従事者の人数を指すのですが、これに関わる児童の年齢については定期利用、これは一般的な継続入所を指しますが、定期利用が多く、クラス編制を行っているような施設については、年度の初日の前日3月31日、これを基準日として考えることがこれは原則とされております。学齢によるクラス編制が運営基準に、そのように示されているところであります。

御指摘の1歳児クラスひよこ組の学齢に満たない1歳6か月児については、ゼロ歳児、これは乳児の基準が適用となりまして、保育従事者の人員配置基準がおおむね3人に1人、先ほどは6人に1人ということで、3人に1人と規定されているところであります。現体制下においては、この配置基準を満たすことができないことから、学齢によるクラス編制としていることを御理解いただきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 本町の振り分けについては理解しております。でも実際に今までは、2歳児は学年で分けると言っていましたけれども、2歳児は2歳、25か月目から入れたので、これは僻地保育所ですから、町長の考えによるのではないかと思います。その辺も考えて、ちょっと考慮していただけたら、みんな助かるのではないかと考えております。でもあまり人数が少ないのに無理して行って、トラブルなどが起こっては致し方ありませんので、この人員をしっかりと確保して、保育士さんのハードワークにならないように、職員が足りないのに間口を広げるといふことにはなりませんけれども、1歳児半・2歳児の未満児の目的が就労支援なので、皆が公平にできるようにしていただきたいと思っています。最終的にはこのような形に、1歳半から19か月からですか、みんなが入れるようにしていただきたいと思っておりますけれども、もう一度、町長の御意見をお伺いします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町では、安心・安全な保育を行っているのですが、最近、悲惨な報道が出回っております。その原因等、今、いろいろ報道されておりますが、やっぱり保育士不足というようなことも関係していると。議員おっしゃるように、そういうことも関係しているというふうに伺っておりますので、人員については無理のないような配置で行うことが原則だというふうに思っています。

また、先ほどから言っている運営基準、これは道の運営基準というしっかりしたものがあまして、それに基づいて行うということが、原則ということになっています。2歳児の際には、当初は少数で不定期利用であったため、随時受入れをしましたが、最近はいくつかの人数の定期利用となっていたので、改正する必要があったということでありませう。

いずれにしても、なぜ1歳6か月からこういうふうに入れるようにしたかと、そこら辺のことから基本的なこともありますので、そこら辺はこの運営基準を脱することはできないのですが、そこら辺も含めてこれから様子を見ながらどういうものか、しっかりと検証していきたいというふうに思っています。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 私は、決してみんなが子供を預けて働いたほうが良いと言っているのではなくて、希望する人が公平に利用できるようにしていただきたいという気持ちで質問していますので、この先に子供が減ってきて、余裕が出てくるようなことがありましたら、もう一度考えていただきたいと思っております。

それでは、次にコンビニ決済の導入をということで質問させていただきます。

ここ数年、公共料金や税金の支払いにコンビニ決済を導入する町村が増えてきました。私たちの生活の中では、通販や料金の支払いやイベントチケットの支払い、ほとんどのものがコンビニで取り扱うようになってきています。現在の本町の決済方法は口座振替か、納付書による銀行や役場の出納窓口での支払いです。役場の窓口は、平日は17時

30分まで、金融機関は15時からおよそ17時までの受付で、お昼は、今はお休みを取っている金融機関もあります。働いている方たちは、うまく時間を割いて支払いをしてくれていますが、どうして陸別にはコンビニで支払いができないのかとよく町民に聞かれますし、できるようにしてほしいという声もよく聞きます。

本町は、水道料金をはじめ税金の収納率も高いので、コンビニ収納システムを導入する経費を考えたら、もったいないかもしれませんが、一番手数料の安い口座振替を進めながらも、今は若い人だけではなく世代関係なくコンビニに行く機会も多いですし、陸別に住んだ方や仕事が遅い方も仕事帰りなどに支払えるようにすることで、町民サービスの一環になると思います。水道の料金は今は集金に携わってくれている方もいますけれども、将来のことも考えて、ほかの支払い方法の準備もしていく必要もあると思いますので、町長はどのように考えているか、お聞きいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 税などのコンビニ決済などは、人口の多い都市部を中心に、少しずつ導入する自治体が出てきているというのは、私も十勝管内でも承知をしております。これらサービスの導入には、最近導入した自治体の初期投資費用を聞いてみたところ、約1,500万円ぐらいかかるというふうに聞いております。ランニングコストも増え、費用対効果を考える必要もありますが、議員おっしゃるように若年層、また転入者からも要望が多い。また、納税者にとって、支払いの選択肢が増えるというメリットもあるのも事実であります。これらを踏まえまして、コンビニ決済やスマホ決済などの導入に向け検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 町長の言うとおりの、財政を考えたら、費用対効果も含めて考えたら迷うところではありますが、ほかの市町村も取り入れているところが多くなってきております。費用ですか、今、1,500万円という話でしたけれども、委託で行っている町村もあると思いますので、その辺もちょっと金額を調べていただいて、時期が来たら速やかに、そのタイミングが来たら速やかに導入を進めていただきたいと思います。来年度から導入する町も近隣でちらほら聞いていますので、ぜひ御検討よろしくお聞きいたします。

それでは次に、キャンプ場の利用と課題についてお聞きします。

今年、利用開始となりましたキャンプ場ですが、今年の利用状況と使用者のアンケートなど、届いている声がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 銀河の森のキャンプサイトにつきましては、町内の民間のキャンプ場の廃業に伴いまして、町直営での設置要望があったことなどから、予約などを一元的に管理できるコテージ村の敷地内における運営を利用料無料として、試験的に始めたところですが、今年6月1日から10月31日までの5か月間で49組の利用があ

りました。繁忙期となる7月から9月の3か月間は、天候不順のため利用者が伸びませんでした。好天となった週末にはコンスタントに利用いただけたと、そのように思っております。

利用者の皆さんからは、ロケーションなど自然環境が好評だったようですが、一方で傾斜がちょっときついか、駐車場が狭い、そういった声も聞こえてきております。キャンプサイト敷地が、コテージとの共用となっていることから、基本的には現在の形態を維持しますが、キャンプサイト利用者にとって利便性が向上するように、いろいろな工夫をしていきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 49組の利用があったということで、入り口には地域貢献ですか、すごく立派な看板も立てられていて、皆さん期待をして来てくれたのだと思っております。私も1泊、泊まってみたのですが、使いにくいというか、すのこが引いてあったのですが、そこのすのこは何か利用するために水平取って引いてくれていましたけれども、そこにはテントが乗らなくて、利用者の人、ほかの人にも聞いても、ここにはテントは立てられないかなと、ペグも打てないのですね、すのこの上には。サイズも小さいので、テントが乗らないという話も、私のテントでさえ乗りませんでした。

あと、私は一番奥に泊まったのですが、真っ暗すぎるのですよね。真ん中ぐらい外灯か何か一つあれば安心なのですけれども、トイレに1回行くと、自分のテントがどこにあるか分からないぐらいな状況まで暗かったので、ちょっと私も怖かったです。いろいろな設備を整えるというのも、私は設備のないところでキャンプするのもキャンプの醍醐味だと思っているので、完璧に整える必要はないと思いますけれども、一応、泊まった人の安全が確保できるような最低のところまでは、整備していただきたいなと思っております。

そしてキャンプのサイトを見ると、今年の営業は11月で終わっていました。でもせっかく日本一寒い陸別のキャンプ場ですから、期間限定で1月、2月だけでも開けてみてはどうかと思います。トイレも台所もコテージの管理室のものを使うので、凍結などは心配ないと思いますので、たくさんは来ないと思いますから、管理室の一番近いところのサイトだけでも開けて体験する人、冬山、冬のキャンプが好きな人も最近は多いですので、また、それをユーチューブで流したりして、町の宣伝にもなりますので、その辺の取り組んでみてはどうかと思っています。

そして珍しいことに陸別のWi-Fiが、すごくいいWi-Fiがついていて、キャンプ場に、これはウェブ会議もできるぐらいのスピードのWi-Fiがついています。こここのところも宣伝する強みになると思いますので、ワーケーションも含めて宣伝して行ってほしいと思います。

とりあえず一番近々では、冬の営業に関しては町長はどうお考えでしょうか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほど、議員おっしゃった看板につきましても、これは地域貢献活動で設置していただいたものであります。大変ありがたく思っているところです。現在のところは、先ほどお話ししたとおり、試験的に開始しているという意味合いもございます。したがって、今後、コテージ村の敷地内にこだわらず、イベント広場周辺など利用の可能性についても探っていきたいと、そのように思っています。できるだけ皆さんに喜ばれる施設を目指していきたいと思っています。

議員も直接、自分で泊まれたということでもありますので、利用者の声というのがこれは一番でございます。先ほどおっしゃられたちょっと暗いとか、また、利用期間の延長、冬場もどうだというようなこともあります。また、Wi-Fiの宣伝等もありますので、そこら辺、よりよく喜ばれる施設を目指していく大事な要素だと思っておりますので、いろいろ調査・研究していきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 本当にロケーションのすばらしいキャンプ場で、こんな無料のキャンプ場はなかなかないと思いますので、宣伝も含めて有効的にこれからも利用できるように続けていってほしいと思っております。

それでは次に、町内の植樹ますを利用した緑化の推進をということで質問していきます。

今年の夏、庁舎周辺や道道沿い、ラコーム通りの歩道に取付けられた花壇に雑草が伸び放題で、とても気になっていた方も多いと思います。町長も毎日通る道路ですから、きっと気になっていたのではないかと思っております。私も通るたびに、この雑草を横目に何かかしたいけれども、勝手に草取りもできないしと思いながら、いつも気になって見ていました。近隣の方からも苦情が寄せられて、一緒に少し草取りをしましたが、やはり草を取るだけでなく、この交通量の多い道道や来客の多い庁舎の周辺は、夏の間は花を植えてきれいにしてほしいと思っています。

最近では、どこの町に行っても国道沿いには花が植えられていて、車で通過しても次の町に着いたのだなと気づきます。そして一生懸命まちづくりに励んでいるのだなと、好印象を持ちます。逆に草が伸び放題になっている町を見た人は、この町、大丈夫かなと思ってしまうのは、私だけではないと思います。

駅周辺は、商工会が美化活動で整備してくれていますけれども、植樹ますについては町で整備をしていただきたいです。以前は、花が毎年植えられていたような記憶があるのですが、それもいつの間にかなくなり、低木が植えられて、それもとろとろ枯れまして、現在は何か所かに残っているだけになっています。あとは近所の方が、コスモスやひまわりなどまいているくらいです。これも花壇が放置されているのを見かねて、近所の方がまいたという感じになります。

こんなに雑草が茂っている道路沿いは、なかなか見たことがなくて、陸別を訪れた人

がこんな状態の花壇を見たら、こんなところに手が届かないほど厳しい町なのではないかと、心証が悪く思うのではないのでしょうか。秋になってから地域貢献で草取りを行っていただきましたけれども、私たちがやらなければいけないようなことを片づけをしてもらったようで、何か申し訳なく感じていました。ぜひ来年の夏には花壇を整備して、美しいまちづくりを行っていただけないでしょうか。方法としては、全部を業者に委託するというのが一番簡単かもしれませんが、この植樹ます、一つ一つを町民や近所の方、あと企業や団体などに委託して管理してもらおうというやり方はどうでしょうか。ボランティアの募集をかけて苗代は役場で出すとか、あと、一ます何千円で委託するとか、近所の方や会社のほうで何か所受け持ちますとか、きっと協力してくれる人が出てくると思います。もちろん役場の職員だって、自分の職場の周りですから参加していただきたいです。民間の会社の方は、会社の周りは自分たちでみんなきれいにしています。この参加型の事業として、ぜひ進めていただきたいと思います。

総合計画の中にも緑化の推進で、自治会や各種団体などにある緑化花いっぱい運動の維持管理の支援をします。苗や種の無料配付を進め、植栽活動を支援しますと書かれています。これからのまちづくりは、これに限ったことではないですけれども、町民と連携して進めていくことがとても大事になります。以前の町民アンケートでも、ボランティアはしてもよいが、何ができるのか分からないという意見が多くありました。明確にすることを示すことによって、協力してくれる方も出てくるのではないかと思います。町内の植樹ますの整備について、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、庁舎の植樹ますの関係ではありますが、植樹の管理は委託業者により、植樹の状況に合わせて定期的に適正に行われていると、そのように思っています。残念ながら植樹ます等にごみが放置されている場合もありますが、通報などもあり、その都度こちらで対応をしているという状況であります。

また、不定期ではありますが、地域貢献活動において町内で受注を受けた事業者や学校において清掃活動を行っていただいております。これは大変私どもとしても感謝しているところであります。今後におきましても、庁舎管理における適性な管理のほか、皆さんの御協力をいただきながら環境維持に努めてまいりたいと、そのように考えているところであります。

次に、道道の植樹ますについてですが、こちらは施設の所有者である道が管理しているものであります。ラコーム通りの管理につきましては、町が道から依頼を受けて、これまで振動病予防対策事業の一環として美化事業を行ってきましたが、作業に関わる対象者の高齢化や人員不足などの理由で、実施が非常に困難な状況となっております。

植樹ますの維持管理については、所有者である道とも協議・調整が必要であり、道の意向を確認しながら対応をとりたいと考えております。

最後に、花壇整備の事業化についてですが、町内の人口が減少の中、働ける人材や担

い手が不足しており、町内の事業者も事業量の増加により新たな作業の対応は困難な状況にあります。町内の特に市街地における景観形成や環境美化運動による花壇整備などは、これまでも一般質問等で御意見をいただいております、その必要性は十分感じているところですが、問題は花壇を整備した後の管理だと、そのように思っております。現段階では、事業化の考えは持っておりません。環境美化のため、植樹ますの廃止も含め、施設所有者との調整を検討していきたいと考えております。

全体的に事業として事業者へ委託するというのではなくて、議員おっしゃるように、自治体また地域の方々、町民が主体とするものがやっぱり私も基本だと、維持管理していくことが基本だと思っております。そこら辺、皆さんが十分に理解していただけるならば、自治会長会議等でも、そこら辺もいろいろ御審議いただいて、もし皆さん協力していただけるということであれば、町としては補助を出すなり、いろいろな協力をしていけるというふうには思っているところであります。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） まず、最初の定期的な手入れをしているということでしたけれども、毎年、昨日の補正でラコーム通りの整備ができなかったということで、減額もあったと思うのですけれども、今年に限り、今年一度も春から草取りはしてなかったように、私も見ていて思ったのですけれども、そのことについて一つお聞きいたします。

それと、道の管理の上、町が動くということでしたけれども、道道のラコーム通りですか、それは道のほうでは町民が見るものだから、そこは町でもし整備するならどうぞしてくださいと、私も聞いたときに道の方に言われました。私たちの、自分たちが見る場所ですから、道路の整備・清掃ではなくて花を植えるということですから、それは町でお金を出してやってもいいと思います。

自治会長会議ですね、この植樹ますがあるのは大通りと東1条周辺だけでありまして、やはりこれは町内会だと限られてしまいますので、ぜひボランティアなどを頼んで行わなければ、このまんまこの話で終わってしまうと、きっと来年もただの草取りだけで、また、夏になったら草がぼうぼう生えて見栄えの庁舎、陸別周辺になってしまうと思います。誰かにお願いする、どうにかなるよう考えていただきたいと思います。もちろんやっていることは、町内会でも団体でも何でも町が立ち上げてくれるものには、私たちも声をかけて協力したいと思っておりますので、ぜひもう一度、御検討いただきたいと思っておりますけれども、町長の考えをもう一度お聞きいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 一度、一部は町の職員で直営で草取りを実施しております。それ以外はできなかったということでもあります。あと、道のその回答は聞いておりませんが、先ほど言ったとおり、道と協議して調整をしていきたいと、そのように思っております。

しかしながら、先ほども私も言いましたが、やっぱり基本は町民の皆様、いつときの花植えとか何とかだけでなく維持管理も、きれいなときもそうだし、花が終わってからの管理も通しでやっていただく。それがやっていただけるのであれば、先ほど言ったような町としては協力することも、これは間違いなく可能であるということは今申し上げたいというふうに思っています。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） では、そのように町で話を持ちかけてくれたら、応えてくれる方はきっといると思いますので、私たちが勝手に家の前の花壇が、町の花壇が汚いからといって花を植えるわけには、植えていいのか悪いのか、そこも判断しかねる状態です。町で声をぜひかけていただきたいと思います。

もう一つ、植樹ますですね。先ほど、植えるだけではなく、あとの手入れと言っていましたけれども、一つの枠を委託するという形で秋まで、そういう形もありだと思っております。たまにそこに来て、近所の方は家の近く、会社の方は仕事帰りに、会社で請け負ってくれた人は会社で、帰りに当番で見てくれるとか、そういう方法も幾らでもあると思いますので、そのますを一つ幾らで契約する。契約といたらおかしいですけども、そういう事業に町民が、一緒に町をつくれるような事業にしていきたいと思えます。来年はぜひ、きれいな庁舎の周辺がきれいな花で植えられて明るい町になるように期待しております。

以上で、質問終わります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃることも大事な一つの方法だと思いますし、また、いろいろな方法も考えられると思いますので、そこら辺十分に調査をして、花は人間の心をきれいにしてくれるといえますけれども、そういったものを実現できるように方法を探っていきたいというふうに思っています。

○議長（本田 学君） これで、一般質問を終わります。

◎日程第3 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める ことについて

○副議長（本田 学君） 日程第3 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件については、配付してあります議会関係諸般報告つづりにありますとおり、町長より諮問がありました。

諮問内容の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

今回、人権擁護委員候補者の推薦にあたり、議会の意見を求める件につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づくものでございます。

人権擁護委員法第6条第3項には、市町村長は法務大臣に対し、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないことと規定されております。

人権擁護委員としての条件は、一つ目は選挙権を有する住民であること、二つ目は人格識見が高いこと、三つ目は広く社会の実情に通じていること、四つ目としては人権擁護に理解があることと人権擁護委員法第6条第3項に規定されております。

このたびの人権擁護委員につきましては、令和5年6月30日付で任期満了となります現委員の児玉将機氏を引き続き推薦しようとするものであり、今定例会で議会の御同意をいただくものであります。児玉氏は、昭和49年7月9日生まれで、現在、満48歳、平成5年3月に北海道足寄高等学校を卒業され、平成9年4月から正見寺副住職、平成22年4月から正見寺住職、平成29年4月から人権擁護委員として御活躍されております。

児玉氏は、人格識見とも高く、人権擁護委員を務めるには適任者と考えているところでありますので、よろしく御同意のほどお願いを申し上げます。

○議長（本田 学君） 諮問内容について、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

お諮りします。

本件は、児玉将機氏を候補者として適任と意見を付し、答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、諮問第1号は、児玉将機氏を候補者として適任と意見を付し、答申することに決定しました。

◎日程第4 発議案第3号陸別町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第4 発議案第3号陸別町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

事務局長に、条例の趣旨説明をしてもらいます。

○事務局長（庄野勝政君） 発議案第3号陸別町議会委員会条例の一部を改正する条例についての趣旨説明を申し上げます。

この条例は、第2条の全文改正であります。

現在の当議会の常任委員会は、総務常任委員会及び産業常任委員会の2委員会で構成し、各常任委員会の定数については、議長を除く5人で構成されております。

改正後は、議長が委員会条例第7条第1項の規定により辞任した場合は、各常任委員会の定数を7人とするものであります。

また、所管事務については、総務常任委員会がアからタまでの16事務、産業常任委員会がアからサまでの11事務となります。

なお、改正条文の朗読は省略し、附則のみ読み上げます。

附則。この条例は、令和5年5月1日から施行する。

以上であります。

○議長（本田 学君） 提出者の議会運営委員会多胡委員長から、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、多胡委員長。

○議会運営委員会委員長（多胡裕司君）〔登壇〕 ただいま、局長の趣旨説明のとおり提案するものであります。

現在の常任委員会の定数は、委員会条例第7条第1項の規定に基づき議長が辞任しておりますので、総務常任委員会5人、産業常任委員会5人です。そのため委員会活動を行う上で定数の関係から、2人の委員外議員が発生しております。総務、産業の常任委員会を開催する都度、少数議会ということもあり、委員外議員の各常任委員会の出席に関しては、会議規則第68項の第1項の規定に基づき出席要求書その都度通知してきたところであります。そのようなことから次期議会の委員会構成の在り方について、議会運営委員会及び議員協議会において委員外議員の解消に向けた協議を重ねてきたところであります。

結論といたしましては、総務常任委員会及び産業常任委員会の2委員会を維持し、実態に合わせて議長が委員会を辞任した場合、7人で各常任委員会を構成することで、常任委員会活動における政策提言機能の強化と、さらなる議会機能の推進を図ることができるため、所要の改正を提案するものであります。

なお、今回の改正に合わせて、一部文言の整理も含めて改正しておりますことを御理解願います。

議員各位におかれましては、当委員会の委員会活動における諸事情等考慮の上、御賛同いただけますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、発議案第3号陸別町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。
この採決は、起立によって行います。

発議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議案第4号陸別町議会の個人情報の保護に関する条例

○議長(本田 学君) 日程第5 発議案第4号陸別町議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。

事務局長に、条例の趣旨説明をしてもらいます。

○事務局長(庄野勝政君) 発議案第4号陸別町議会の個人情報の保護に関する条例についての趣旨説明を申し上げます。

この条例は、6章、57条及び附則で構成しております。

新個人情報保護法との整合性を図るため、法の第5章、行政機関等の事務と各条の規定にほぼ対応する形で制定しております。

また、議会が保有する個人情報の対象については、議会事務局が保有する個人情報を想定しており、各議員が保有する個人情報は対象としておりません。

次に、条例の主体として、機関として負うべき義務を課す、条文の主体は議会を、個人情報の開示や訂正など具体的な処分の権限行使に係る条文の主体は、議長を規定しております。

なお、条例の実施について必要な事項は、議長が別に定めることとしております。

次に、執行機関が定める条例との調整につきましては、法執行条例に関する調整、審査会条例に関する調整及び罰則規定に関する調整の3項目についての調整を実施しております。

以上が、大まかな趣旨説明となります。

なお、条文についての朗読は省略し、附則のみ読み上げさせていただきます。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長(本田 学君) 提出者の議会運営委員会多胡委員長から、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、多胡委員長。

○議会運営委員会委員長(多胡裕司君)〔登壇〕 ただいま、事務局長から趣旨説明がありました。

陸別町議会の個人情報の保護に関する条例について、次のとおり提案するものであり

ます。

この条例の制定に至るまでの経緯について、簡単に御説明申し上げます。

令和3年第204回通常国会において、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆるデジタル社会形成整備法が設立されました。この法律は、デジタル社会形成基本法に基づき、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法について整備が行われています。

この法律により、従来の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律は1本の法律に統合され、新たな個人情報保護法となりました。そのため、各地方公共団体は個人情報保護法の適用を受けることになったものの、地方公共団体の議会については、国会や裁判所などと同様その独立性を確保するという考え方から、基本的にこの法律の適用対象から除かれることになりました。

これらのことを踏まえ、地方公共団体の議会は、個人情報保護法が施行される令和5年4月までに、議会の個人情報保護条例の制定が必要とされ、今回提案するものであります。

また、この条例の第8章において、罰則規定を設けている関係から、実際に捜査や起訴を行う地方検察庁との事前協議が必要とされるため、11月10日に釧路地方検察庁へ審査を依頼し、同月21日に条文に特段の問題はないとの回答を得ておりますことを申し添えさせていただきます。

議員各位におかれましては、これら国の動向等を考慮の上、御賛同いただけますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、発議案第4号陸別町議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（本田 学君） 日程第6 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、産業常任委員会の委員長から、会議規則第75条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（本田 学君） これで、本日の会議を閉じます。

令和4年陸別町議会12月定例会を閉会します。

閉会 午後 4時18分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員